

平成30年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年6月5日（火）

議事日程（第2号）

平成30年6月5日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

9番	益子慎哉	議長	13番	成井小太郎	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	木村郁郎	議員
7番	深谷涉	議員	8番	平山晶邦	議員
10番	菊池伸也	議員	11番	深谷秀峰	議員
12番	高星勝幸	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保 太一	市長	宮田 達夫	副市長
石川 八千代	教育長	加瀬 智明	政策推進室理事
西野 千里	総務部長	綿引 誠二	企画部長
鈴木 淳	市民生活部長	岡部 光洋	保健福祉部長
武藤 範幸	農政部長	小瀧 孝男	商工観光部長
真中 剛	建設部長	根本 康弘	会計管理者
江尻 伸彦	上下水道部長	宇野 智明	消防長
生天目 忍	教育部長	金子 充	農業委員会事務局長
柴田 道彰	秘書課長	根本 勝則	総務課長
江幡 治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之 事務局長
小林博則 総務係長

鴨志田智宏 次長兼議事係長

午前10時開議

○益子慎哉議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○益子慎哉議長 諸般の報告を行います。

「地方自治法」第243条の3第2項の規定により、一般財団法人里美ふるさと振興公社、株式会社水府振興公社並びに常陸太田産業振興株式会社のそれぞれの経営状況を説明する書類がお手元に配付しておりますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

5番藤田謙二議員の発言を許します。藤田謙二議員。

[5番 藤田謙二議員 登壇]

○5番（藤田謙二議員） おはようございます。5番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

先月26日の茨城新聞発表で、来春統合となる太田二高校と佐竹高校の新校の名称が「太田西山高校」とする案に固まったと報道されました。6月1日から開会される第2回定例県議会において、名称案を含む県立学校設置条例改正案が可決される見通しで、来年4月の開校に向け、準備も加速されていくものと思います。創立102年というすばらしい伝統を誇る太田二校と、創立45年という輝かしい歴史を刻んできた佐竹高校、そんな両校の伝統を引き継ぎながらも常陸太田の地で新たな歴史を築き上げる新校の発展に大いに期待するところであります。情報によりますと、入学後に選択できる商業や福祉のコースが設けられるなど、特色ある学校になるということです。これまで以上に常陸太田市としても連携を深めながら、地域に親しまれ永続的に繁栄できる学校となるよう支援していただきたいと望みます。

それでは、質問に入ります。

1つ目は、スポーツ環境の充実についてであります。

「いきいき茨城ゆめ国体」の開催まで1年3カ月余り、481日となりました。先月24日には、第74回国民体育大会・第19回全国障害者スポーツ大会常陸太田市実行委員会第3回総会が開催されるなど、大会本番に向けた準備が着々と進められている旨、理解したところであります。また、8月17日から20日までの4日間は、今年の福井国体の予選であるソフトボール関東ブロック大会が、9月15日から17日までの3日間は、国体リハーサル大会として、第70回全日本総合女子ソフトボール選手権大会が本番同様、山吹運動公園と白羽スポーツ広場で開催されるなど、国体開催に向け機運も徐々に高まっていくものと期待しています。そこで(1)、スポーツ施設の整備について、①として、国体の協議会場となる施設の整備状況について、一部ホームページ等でも紹介されていますが、改めて進捗状況についてお伺いいたします。

また、会場となる施設の整備が進められる一方で、築40年を超える山吹体育館など老朽化の進むスポーツ施設も多々ある中、昨年の6月議会でも質問した際に、補修等を行うことはもちろん、一昨年に策定された公共施設等総合管理計画に基づき管理をしていくとの答弁をいただきました。その上で、第6次総合計画の中でもスポーツ施設については、老朽化の進んでいる施設だけでなく、東日本大震災によりさらに劣化が進んでいる施設もあるため、各施設の使用実態などを踏まえた整備・修繕計画を策定し、耐震化やリニューアル、あるいは廃止、統合などを視野に入れた施設整備を進めていく必要があると記されています。まさに補修等を必要とするスポーツ施設が多い中、計画性を持った予算措置がとても重要になってくるわけで、先送りすることなく早期に計画策定を行う必要があると考えています。そこで②として、スポーツ施設整備・修繕計画の策定状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に(2)、スポーツ団体への支援についてであります。市内には数多くのスポーツ団体が健康増進や仲間づくりを目的に活動しているものと認識しております。また、先週の30日には、10回目となるスポーツチャレンジデーも開催され、昨年を上回る59.7%の参加率で過去最高を記録しました。惜しくも今年の対戦相手となった長野県東御市には、3.3%という僅差で勝利することはできませんでしたが、市民のスポーツや健康への関心は年々高まっているように思います。

そのような中、就学前の子どもや小学生を対象としたスポーツ少年団も活発に活動を展開し、青少年の健全育成はもとより、コミュニティの活性化にも大きく寄与しているものと感じています。今年5月には、インターミディエット全日本リトルリーグ野球選手権大会が本市で開催され、地元常陸太田リトルリーグのチームが東関東連盟代表として出場を果たし、アジア大会の切符をかけた決勝進出へあと一歩と大健闘するなどの活躍を見せてくれました。少子化が進行している中ではありますが、地域の子どもたちが興味のあるスポーツに励み、将来の夢を描き頑張っている姿は、我々地域の大人にとっても勇気づけられるものであります。

そんな地域の子どもたちのスポーツ環境をサポートしてくれているスポーツ少年団ですが、①として、現在本市ではどれぐらいのスポーツ少年団が活動しているのか、その種目数及び団体数について、またその活動に対してどのような支援を行っているのかお伺いいたします。

そして、これまではスポーツ少年団というと就学前の子どもや小学生を対象としているものが

ほとんどで、中学生になると学校の部活動へと移行する流れが当たり前の時代であったと思います。しかし、学童スポーツとして専門的に活動してきた児童や保護者の中には、学校教育の一環として行っている部活動よりもさらに専門的な技術向上を目指し、市内外のクラブチームに所属する生徒も増えつつあり、市内に受け皿のないスポーツに関しては、おのずと市外へとその活動の場を求め、子どもたちが流出してしまっている傾向にあります。そのような中、子育て支援の環境づくりの整備といった観点からも、これからの時代はスポーツ少年団の延長として、中学生になっても地域で続けたいスポーツのできる受け皿づくりが必要になってくるのではないかと感じています。

昨年12月に、教育の長時間労働の改善策を検討している文部科学省の諮問機関である中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会がまとめた中間報告の中にも、部活動は、将来的には地域で部活動にかわり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取り組みを進め、部活動を学校単位の取り組みから地域単位への取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであると言及しています。

本市においても既に一部のスポーツでは、中学生を対象としたクラブチームが発足し活動していますが、地域の子どもたちがスポーツ少年団の種目数と同様に、より選択しやすくなるような体制を目指し、地域の魅力度アップへとつなげていくためにも、今後設立を促進していったほうが考えますが、②として、新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援について、ご所見をお伺いいたします。

2つ目は、教育環境の充実についてであります。今回は、1つ目の質問でも若干触れました(1)中学校の部活動についてお伺いいたします。

これまでも部活動関連については、平成24年9月議会、そして平成28年12月議会においても質問をさせていただいた経緯があります。6年前の平成24年のときには、越境などの問題とあわせて、指定校を変更することなく複数校が合同で部活動を行う複数校合同部活動方式の導入について、兵庫県三木市の事例を紹介しながら検討していただけるよう提案させていただきました。

その時点においては、本市ではまだ合同での部活動というものは実在していなかったわけがあります。それが4年後の平成28年のときには、6月に開かれる総体こそ1年生が入部するため合同チームは存在していなかったものの、3年生が引退した後の9月に開かれる新人戦においては、平成25年度を皮切りに、平成28年度においては3校合同による大会参加が生じるなど、毎年のように単独校でのチーム編成が困難なケースが続いている旨、説明をいただきました。

また、今年3月には、スポーツ庁より、学期中は週2日以上を休養日とし、1日の活動時間は平日2時間、休日は3時間程度に抑え、合理的で効果的な練習を実践することなどを柱とした運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが策定されました。その中には、1週間で少なくとも平日1日、週末は1日以上を休養日とし、週末に大会があった場合は別の日に振りかえ、夏休みなどには長期の休養期間を設けることも明記されています。また、外部人材の部活動指導員を任用するなどして、円滑に部活動ができる体制づくりや、生徒の中には厳しい練習で力を付

けるよりも、友達と楽しんだり適度に運動したりしたいというニーズもあるとして、季節ごとに違う種目に取り組むなど、多様な運動部の設置も提言されています。

さらに、少子化の進行に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツの機会が損なわれることのないよう複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加するなど、合同部活動の取り組みを推進すると明記されています。まさに本市が直面している課題そのものであり、今後過疎地域における中学校の部活動を存続していくためには、競技種目ごとに拠点校を設置し、常陸太田市中学何々部といった7校全体による合同部活動であったり、部員数が確保しやすい種目については、南北2つに分けて3から4校ずつの合同部活動を設置するなど、新たな改革が必要であると感じています。

同時に、県中学校体育連盟に対しても、合同チームによる出場条件の緩和策等を強く要望していくことも重要になってきます。せっかく練習に励んでも大会等に全く参加ができなくては張り合いがなくなってしまうですし、目標も掲げにくくなってしまいますので、同じような課題を抱える市町村と連携を図って改革を進めていっていただきたいと思っています。

そのような中、①として、中学校の規模による部活動の種類格差の現況や、平成29年度以降の合同チームの状況について、さらに改革を推進していく上での課題等について伺います。

次に、部活動の顧問については、専門の先生にとってはとてもやりがいを感じる指導であるのに対し、経験したことのない部活を担当する先生にとってはかなりの負担が強いられているものと推察しています。そもそも学校の部活動に関しては、学校教育の一環であり勝利至上主義であってはならないわけではありますが、特にスポーツ少年団で活動して基礎技術が既に身につけているような生徒や保護者の中には、経験のない先生が顧問の場合などは物足りなさを感じてしまうなどの問題も生じやすく、担当となった先生の苦労や負担が倍増しているケースなどもあるのではないのでしょうか。

そのような中、前述の中央教育審議会の提言においても、長時間労働が深刻な教員の働き方改革の中で、負担の大きい部活動については外部人材の積極的な活用を求める内容となっていて、必ずしも教員が担う必要はないなどとしています。そこで②として、働き方改革に伴う本市の部活動に関する今後の方針について伺います。

そして、スポーツ庁の運動部活動ガイドラインでは、地域との連携との項目の中で、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域がともに子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が共同、融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めると記されています。

現在本市でも、前段の質問で触れたように、学校の部活動に入部しているものの、地域のクラブチームにも所属し活動している生徒が徐々に増えてきています。多様な選択のできる環境が少しずつ整いつつある中で、生徒自身の意思が最優先、尊重されるよい傾向となってきているわけですが、まさに今が過渡期の状況下においては、新しい選択をした生徒、いわゆるクラブチーム

での活動を選んだ少数の生徒に対し、学校とクラブチーム、保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツの環境の充実を支援するパートナーという考え方のもと、良好な関係を構築していくことが重要になってきます。

そのような中①として、地域スポーツクラブとの連携及び良好な関係構築についてのご所見をお伺いいたします。

3つ目は、観光の振興についてであります。今回は（１）「民泊新法」についてお伺いいたします。

「住宅宿泊事業法」、通称「民泊新法」とは、従来の「旅館業法」で定めるホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の４つの営業の形態や、国家戦略特区、特別区域の特区民泊に当てはまらない新しい営業形態である住宅宿泊事業に関して規定する法律で、平成２９年６月９日に成立し、今月６月１５日から施行される民泊に関する新しいルールであります。

本市ではこれまでに、教育旅行における農家民泊などの受け入れ体制の整備推進を図ってきておりますが、①として、今回施行される「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果などについてお伺いいたします。また②として、施行に先立ち、３月１５日から事前届け出及び登録が開始されていますが、本市の状況についてお伺いいたします。

以上３項目、９件についてお伺いいたしまして、私の１回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 スポーツ環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに、スポーツ施設の整備についてのうち、国体の競技会場となる施設の整備状況についてお答えいたします。

来年度、茨城県内で開催されます第７４回国民体育大会及び第１９回全国障害者スポーツ大会におきまして、本市はソフトボール競技、フットベースボール競技が山吹運動公園及び白羽スポーツ広場で、グラウンドソフトボール競技が里美運動公園で開催されます。

各競技会場となります施設の整備につきましては、昨年度までの２年間に、山吹運動公園内の野球場や運動広場及び白羽スポーツ広場のそれぞれの内野部分の面整備及び土の入れかえによる内外野の段差解消工事を行い、競技技場の面的整備は完了いたしました。

本年度の施設整備につきましては、山吹運動公園内に設置してあります屋外トイレのうち、３基のトイレの建てかえ工事を行います。また、白羽スポーツ広場には、新たに１基のトイレを設置いたします。いずれのトイレも洋式便器を備えた男女別のトイレとなっております。

さらに、山吹運動公園内の体育館東側駐車場及び野球場南側駐車場の路面が不等沈下しており、少量の降雨であっても水たまりが広範囲に発生し排水されないため、利用者が駐車できない状況となっておりますことから、駐車場の整備測量及び設計を行い、その後国体開催までに間に合うよう工事を進めてまいります。

次に、スポーツ施設整備・修繕計画の策定についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、本市の主なスポーツ施設は、山吹運動公園の各施設が築43年、里美運動公園が築34年、大里ふれあい広場・水府海洋センターが築27年経過しております。各施設とも建物の耐震化については問題ありませんが、修繕が必要なときにその都度改修を行い使用している状況にありますことから、今後各施設の利用実態を踏まえた整備、修繕の計画が必要となっております。

本年度策定を予定しております本市のスポーツ推進計画は、誰もがスポーツに親しみ、健康な心と体で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成及びスポーツ施設の再編、再配置等による効果的かつ効率的な保全を目的としております。計画の策定に当たりましては、市民のニーズ調査を行い、スポーツ施設の環境の充実及び施設の再編、再配置などについて検討し、本市のスポーツ推進の理念と基本目標及び基本目標達成に向けての施策等を定めてまいります。この計画に基づいて、一昨年に策定いたしました公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、各施設などの改修整備計画を進めてまいります。

続きまして、スポーツ団体への支援についてのうち、スポーツ少年団の活動状況及び活動支援についてのご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団は、昭和37年に、スポーツによる青少年の健全育成を目的に設立され、現在全国で団数約3万2,000団、団員数約69万4,000人を要する日本で最大の青少年スポーツ団体として組織されております。

本市のスポーツ少年団の現在の状況ですが、27単位団が登録されておまして、種目は野球、ソフトボール、バレーボールなどの球技や、剣道、柔道などの武道及び多種目を行う複合などの11種目にわたっております。また、現在本年度の団員を募集しているところですが、5月31日現在での団員数は、幼児、小中学生、高校生など合わせて236人となっており、今月の15日が登録期限となっておりますが、その後も追加登録が可能でありますことから、引き続き手続を行ってまいります。

なお、昨年度の登録実績ですが、28団体で11種目、620人の団員数でございまして、地域の指導者の皆様方のご協力により、多くの子どもたちがスポーツ活動に取り組んでおります。中には関東大会や全国大会に出場している団もございます。

スポーツ少年団の活動は、子どもたちがスポーツ活動に親しみ、継続した活動に取り組む上で重要な役割を果たしておりますことから、市の施設を使用する場合の使用料の減免、競技大会等で使用する場合の予約を優先するなどの活動への支援、助成金の交付、団員の加入促進、指導者の学習機会の提供等の支援を行っております。昨年度におきましては、発育、発達期にある子どもたちが、運動に必要な体の柔軟性、平衡性などの能力を高めるために必要なトレーニングや指導者の指導方法の習得を目的に、専門知識を有する指導者の派遣を行うとともに、子どもたちの体を作る基本となる栄養教室や指導者を対象にメンタルトレーニングの講習会などを開催してまいりました。

したがって、引き続きスポーツ少年団活動の充実強化を図ってまいりますことは、本市の子どもたちのスポーツに対する夢をはぐくみ、体力や運動能力を高めることにつながるものであ

るため、地域の指導者の方々と連携を図りながら、スポーツ少年団活動のより一層の活性化の支援に努めてまいります。

次に、新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、スポーツ少年団で活動しております団員の多くは、小学校卒業を機に退団し、中学校の部活動へ移行しているところです。しかし、中学校によっては今まで行ってきた種目の部活動がないため、他の部活動に入る生徒もおります。

スポーツ少年団は、小学校卒業後も継続できることとなっており、現在中学生以上で30人の団員が登録されております。昨年度においては52人の団員が登録されておまして、これらの中学生以上の団員は、団のスポーツ活動にとどまらず、指導者と協力してグループをまとめるリーダーとしての活動をされている状況です。

また、市内にはスポーツ少年団とは別に、小中学生等を対象とした地域スポーツクラブが複数あります。それらの団体は、市のスポーツ施設を使用する場合はスポーツ少年団と同様の減免措置をしており、今後も市内の小中学生等を対象とした地域スポーツクラブが設立された場合は、既存の地域スポーツクラブと同様の支援をしてまいりますとともに、教育委員会、学校、地域スポーツクラブが連携を図っていくことが必要と考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 教育環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

初めに、中学校の部活動についてのうち部活動の現況及び課題等についてお答えいたします。

中学校における部活動は、全教職員の指導のもと学校教育の一環として行われておりますが、ここ数年の生徒の減少により部活動の数も減っている現状が見られます。本年度部活動の数の一番多い中学校でも、野球部を初めとした12の部活動、一番少ない中学校においては、6つの部活動と生徒の選択できる部活動も限られてきている状況が見られますが、それぞれの学校とも生徒の思いを大切にしながら部活動の選択を進めているところでございます。

また、部活動として存続はしているものの、部員数の減少により、大会等に単独で出場できないなどの状況が発生している学校があり、そのような学校は複数校合同チームで大会に参加しております。実際には、平成29年度の茨城県民総合体育大会中学校の部、いわゆる総体においては、太田中と瑞竜中の野球部が、平成29年度の茨城県中学校新人体育大会、いわゆる新人戦においては、太田中と水府中の野球部、世矢中と瑞竜中と里美中の野球部、世矢中と金砂郷中と水府中のサッカー部が合同チームとして参加しております。平成30年度の総体では、太田中と瑞竜中の野球部が合同チームとして参加する予定であります。

合同チームを編成するに当たっては、総体と新人戦では規定が違っております。総体は規定が厳しく、2校限定で合同チームを編成すること、加えてどちらの学校も競技人数を下回っているという条件に合致した合同チームの場合であれば、勝ち上がり関東大会、さらには全国大会まで出場できることとなります。一方、新人戦においては、関東大会や全国大会がございませんので、3校以上でも合同チームを編成することができます。さらに、競技人数が上回っている学校と競

技人数が満たない学校が合同チームを編成することも可能であり、合同チームで県大会まで出場することができ、規定が総体より緩やかになっております。

このところ、本市ばかりでなく、近隣の市町村においても合同チームとして参加することが増加傾向にあることから、総体における合同チームでの出場条件の緩和策等について、各学校の意見を集約し、今後も引き続き、他の市町村と連携を図りながら、県中学校体育連盟に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、働き方改革に伴う本市の部活動に関する今後の方針についてお答えいたします。

スポーツ庁が策定した運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインにのっとり、このたび県教育委員会が策定した運動部活動の運営方針を踏まえ、今年8月1日をめどに、学校に係る運動部活動の方針を策定いたします。その際、休養日や活動時間、指導体制等において県北4市と情報交換を行い、調整を図りながら、学校長会、中体連等と連携し、中学校における望ましい部活動のあり方を踏まえつつ、教師の部活動における働き方改革を推進してまいります。また学校に対して、今年10月1日までに学校の部活動に係る活動方針を策定し、運用できるように助言指導をしてまいります。

最後に、地域スポーツクラブとの良好な関係構築についてお答えいたします。

新学習指導要領の総則では、部活動については「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること」と示されています。あくまでも生徒の自主的、自発的な参加によって行われるものであり、生徒は地域スポーツクラブで活動するという選択も今までどおり可能です。したがって、学校と地域がともに子どもを育てるという視点から、学校と地域スポーツクラブが連携を図っていくことは今後さらに重要になってきます。

今回のガイドラインにおいても、成長期にある生徒たちが自分のニーズに合った運動に積極的に取り組みながら体力や技能の向上を図るとともに、運動や食事、休養等のバランスのとれた生活を送ることが大切であるとうたっております。市教育委員会としましても、中学生において心身ともに健全な成長が図られるように学校と地域スポーツクラブに働きかけてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 観光の振興における「民泊新法」について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果についてですが、これまで宿泊料が伴う民泊につきましては、昭和23年に施行された「旅館業法」の許可を得るか国から国家戦略特区として指定を受けた自治体の民泊条例の規定に従って認定を受けなければなりません。近年の外国人観光客の増加などによる宿泊施設の不足、空き家の利活用、さらにはインターネットを使った新しいビジネスモデルの出現などから、新たに民泊という宿泊提供に関する法律として「住宅宿泊事業法」、いわゆる「民泊新法」が議員ご発言のとおり、今月の15日から施行されることとなります。

この「民泊新法」により、宿泊日数が1年間で180日以上超えない場合には「旅館業法」の対象外となり、茨城県への届け出により営業ができるようになります。また、客室の床面積要件がなく住居専用地域において民泊が可能となるなど、用途地域の制限についても規制が緩和されております。

「民泊新法」における事業形態は、家主が宿泊者と一緒に宿泊施設に泊まる「家主居住型」と、家主は宿泊施設に泊まらずに、国土交通大臣登録の宿泊施設管理業者に施設管理を委託する「家主不在型」に分けられます。家主居住型は空き部屋を活用した少人数の観光客が見込め、家主不在型は空き家を活用して家族やグループ等の少しまとまった人数を受け入れられることから、空き家の有効活用が図られると大きな期待が持たれております。一方で、懸念される治安、衛生等の課題への対応や、家主不在型における宿泊施設管理業者への委託料等の発生により、ビジネスとして構築できるかなど検証する必要があるとございます。

なお、平成28年度より公益財団法人グリーンふるさと振興機構から引き継いで、県北6市町と連携しながら進めております教育旅行推進事業の農家民泊につきましては、地域協議会等が体験学習を伴う教育旅行のみを受け入れる場合は、これまでどおり新法におきましても適用外となりますことから、届け出も不要であり現時点での影響はないものと考えております。しかしながら「民泊新法」により、県への届け出を出すことで一般人や外国人旅行者など幅広い受け入れが可能となりますことから、既に教育旅行を受け入れている市内の農家等におきましては、県への届け出をする方向で、現在市観光物産協会が一括しまして手続を進めている状況でございます。

続きまして、2点目の、既に事前届け出、登録が開始されているが本市の状況についてのご質問ですが、本年3月15日から県への事前届け出、登録が開始されております。本市からの届け出について県に確認をいたしましたところ、6月1日現在での届け出はない旨でありましたが、市観光物産協会への問い合わせは2件ございます。現在県への手続等の相談を受けている状況であります。市としましては、今後につきましても「民泊新法」による住宅宿泊事業を検討されている方につきまして、適切な助言、指導等のサポートに努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

[5番 藤田謙二議員 質問者席へ]

○5番(藤田謙二議員) それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1, (1), ①, 国体の競技会場となる施設の整備状況については、山吹運動公園及び白羽スポーツ広場の競技場の面的整備が完了している旨、理解をいたしました。また、昨年6月の一般質問における答弁の時点では、屋外トイレについては既存の施設を有効活用し、不足については仮設トイレで対応とのことでありましたが、その後、国体整備とあわせて改修される計画へと変更となり、普段施設を利用している市民の方々にとっても大変喜ばしいことであると感じています。そこで、先ほどの答弁にもあったように、今年度整備を計画しているということですが、9月に予定されているリハーサル大会には間に合うのかどうかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 山吹運動公園屋外トイレの整備についてのご質問にお答えいたします。

現在設置工事に向けて調査及び設計を行っておりますが、工事は既存のトイレを撤去し、同一場所に新たなトイレを設置することとなります。したがって、工事期間に3カ月以上を要する見込みであることと、各種大会や利用者の多い夏から秋にかけての繁忙期の工事は、安全面を第一に考慮しまして避けたいと考えておりますので、9月開催のリハーサル大会終了以降に工事に着手できるよう進めてまいります。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） できるならば、間に合うように整備をしていただきたかったわけでありまして、来年の本番に向けて、その他にも駐車場の改修工事を行っていくということでもありますので、ハードの整備はもちろんのこと、市民の機運の醸成に向けたソフト面でのホスピタリティーや地域を挙げたおもてなしなどにも力を注いでいっていただきたいと思っております。

次に、②のスポーツ施設整備・修繕計画の策定状況については、今年度策定を予定しているスポーツ推進計画に伴い、スポーツ施設の再編、再配置などを検討していくとのことでありまして、今後老朽化により一気に修繕が必要な施設が出てくる心配がある中、将来に負担を回し過ぎることのないように、できるだけ早期に計画を策定し、修繕に当たってほしいと思っております。また、施設の廃止や統合などについても議論を深め、市内施設のスリム化を図ってほしいと要望いたします。

次に（2）、①のスポーツ少年団の活動状況及び活動支援については、現在本市には11種目27のスポーツ少年団が活動しているということで、指導者の学習機会の提供としてのトレーニングや指導方法の専門知識を有する指導者派遣や指導者向けの講習会等を実施するなど支援を行っているとのことでありまして、幾つか再質問させていただきます。

まず、支援の1つに活動助成金の交付との答弁がありました。1団体につきどのぐらいの助成額となっているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 スポーツ少年団への活動助成金のご質問にお答えいたします。

スポーツ少年団への活動助成金は、本市体育協会を通じて150万円を助成しております。そのうち単位団の活動助成金は127万5,000円で、各単位団1万円の基本割額と団員数割額で案分して助成しております。

1団体当たりの助成金は、昨年度の実績ですが、最も多い団では13万8,400円で団員数は79人でございます。一方、最も少ない団は1万6,500円で団員数は4人でございます。その他、各種交流会や県大会等に参加した団体に対しまして、その経費の一部を助成しております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。

また、本市に移住されてきた子育て世代の親御さんから、市内にどのようなスポーツ少年団があるのか、ホームページ等で検索したけどわからないといった話を聞き、自分も検索して探してみたんですが正直見当たりませんでした。答弁の中で団員の加入促進の支援も行っているということですが、どのような時期にどのような方法で支援されているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 団員加入促進の支援の方法と時期についてのご質問にお答えいたします。

支援の方法といたしまして、前年度の3月に本市のスポーツ少年団の紹介と団員募集のパンフレットを作成し、市内の小中学校や幼稚園、認定こども園、保育園を通して各家庭に配布しております。また、2月末の「ひたちおおたお知らせ版」にも、少年団を紹介しながら団員募集の記事を掲載いたしました。

申し込みの受け付けについては、各スポーツ少年団へ直接申し込みますが、スポーツ振興課でも受け付けができるよう配慮しております。さらに、茨城県スポーツ少年団本部への登録は、各単位団から直接インターネットを通じて行うこととなっておりますが、その操作方法についてもサポートしております。

市ホームページへの掲載につきましては、例年同時期に掲載しておりますが、本年度につきましては失念してしまい、先日掲示いたしました。今後はこのようなことのないよう十分注意してまいりますとともに、各団からのPR資料を提供いただき、あわせて掲示をして、団員の加入促進の支援に努めてまいります。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

以前は、市の広報紙でスポーツ少年団の活動紹介なども連載されていたことがあったと思いますが、子育て世代の親御さんは、紙媒体よりもネット環境での情報収集が主であると思いますし、子育て支援という観点からも、団員募集のみならず年間を通して市内のスポーツ少年団の活動状況がわかるようなサイトをぜひ立ち上げるなど、支援の強化を図ってほしいと望みます。あわせて、市の施設使用料の免除や競技大会における施設予約の優先なども引き続き行っていただきたいと思います。

②の新たな地域スポーツクラブの育成及び活動支援については、小学校卒業後も継続してスポーツ少年団に登録して活動している中学生もいるとのことでありましたが、種目によっても異なると思われますが、大会等の参加も可能となっているのかお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 スポーツ少年団に登録している中学生の大会出場についてのご質問にお答えいたします。

茨城県スポーツ少年団のスポーツ大会要項では、15種目のスポーツ大会の開催が予定されており、そのうち8種目で中学生も出場できることとなっております。このほかに、野球やサッカーなどのようにほかの組織等が主催する大会の中に、中学生のクラブチームと同様に出場することが可能な大会も開催されております。

なお、競技種目によりましては、中学校の部活動に登録してしまうと他のチームから出場できないというルールがあり、大会参加に制限がかかることもございます。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

これまでの子どもを取り巻くスポーツ環境としては、小学生のうちには地域がサポートしているものの、中学生になると部活動というくくりから学校が担うことが当たり前といった概念が続いてきました。一方で、教員の長時間労働の改善策の1つとして、部活動を学校から地域へ移行する展望も示されてきています。

地域の子どもたちにとっては、自分を取り組みたいスポーツが身近な環境でできないということは残念なことで、部活動も地域スポーツクラブもそういった子どもたちの希望を叶える受け皿として共存共栄していくことが何より大切であると考えています。そのような意味からも、新たな地域スポーツクラブの育成や支援についても既存のスポーツ少年団同様のサポートをお願いしたいと望みます。

大項目2，（1），①の部活動の現況及び課題については、学校の規模により部活動の数に約倍の差があるということで、複数校合同での大会参加も平成29年度の総体で2校合同が1種目、新人戦では2校合同が1種目、3校合同が2種目、平成30年度、今年ですが、総体ではやはり2校合同が1種目ということで、以前にも増して厳しい状況が続いているように思います。特に9名の部員が必要な野球部においては、合同による参加が増加傾向にあり、学校によっては新人戦のときと総体のときで合同チームを編成する相手校が変わってしまうなどの状況も発生し、チームプレーを重視するスポーツとして、部員の間でも気持ちの面で動揺があらわれているなどの声も聞いています。

また、現在の中体連の参加規定では、練習に励んでいるものの大会に参加できない学校も生まれてしまうことは、もはや時間の問題であると感じています。元に本市でも今年の総体で危うく参加が叶わなくなりそうな学校が発生しそうであったという状況も耳にしています。そのような中、学校ごとではなく教育委員会として、出場条件の緩和等について協議及び中体連に対して要望等は行ってきているのか、また行ってきているとするならば、それに対する回答はどのような内容となっているのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 合同チームにおける出場条件の緩和等に関するご質問にお答えいたします。

各市町村の教育長からなる県教育長協議会において、学校現場における課題の1つとして取り上げ、県の中体連に要望してまいりました。しかし、総体は関東や全国につながっていることから、関東中学校体育連盟や日本中学校体育連盟の合同チームとしての出場条件が基本となっており、すぐに条件緩和の措置をとることが難しいとの回答をいただいているところでございます。

したがいまして、引き続き他市町村と連携を図って、改善策について中体連に働きかけてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） わかりました。

なかなか過疎地域の抱える問題について、真摯に受けとめて対応を考えていただけていないのかなと悲しくなりますけれども、少子化の進行に伴い、いずれ同じような課題を抱える自治体が増えてくることは容易に推測できるわけで、問題が直面している本市などがぜひ声を大にして働

きかけていかないと早期改革につながらないと思いますので、引き続き強く働きかけ、要望をしていってほしいと望みます。

そして、1回目の質問の中でも述べさせていただきましたが、スポーツ庁のガイドラインにも記されているように、生徒のスポーツの機会が損なわれることのないよう、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加できる取り組みや、季節ごとに違う種目に取り組むことのできる新たな部活動の設置など、生徒目線で考えても少子化の進行に伴い部活動のあり方自体を見直す時代を迎えてきていると感じています。

このことは運動部のみならず、例えば吹奏楽部など文化部においても同様であると考えています。10名に満たない少人数による限られた楽器によるハーモニーと週末だけでも複数校が合同で数多い楽器を用いた演奏では、奏でる音色にも違いが出てくることはもちろん、生徒自身の技能向上にも好影響をもたらすことは間違いないと思っています。ぜひ格差を是正し、教育機会の均等化といった観点からも課題に直面している過疎地域だからこそ、県内でも先頭に立って改革を推進していってほしいと望みます。

次に、②の働き方改革に伴う今後の方針については、スポーツ庁のガイドラインにのっとり県教育委員会が策定した運営方針を踏まえ、本市の活動方針をこれから策定するとのことで、現段階では言及いただけませんでした。答弁いただいたように、さまざまな点で同様の問題を抱えている県北4市と情報交換しながら、長時間労働が問題視されている教員の働き方改革の中でも特に負担の大きいとされている部活動については、先ほどの生徒目線同様に、先生の立場からも改革が必要な時代に突入していると感じていますので、時代に合ったよりよい改善を図っていただきたいと期待しています。さらに、策定された方針が学校や顧問の先生によって温度差がないように注視していただきたいと望みます。

③の地域スポーツクラブとの良好な関係構築については、クラブチームに所属する生徒が比較的多い学校で、保護者向けに部活動とクラブチームとの関係においてわかりやすい内容の説明が行われたと伺い、又聞きで間違った解釈をしてしまっはよくないと感じ、実際にその学校を訪問し現状確認を行ってきたところ、部活動とクラブチームとの時間帯が重複した場合は、平日であってもクラブチームでの活動を優先してよいとの寛大な方針でありました。市内でも早くからクラブチームと部活動を両立する生徒がいたという環境であったことから、学校での対応や考え方も先進的で正直感心いたしました。

ぜひ、今後増加するであろう地域スポーツクラブと部活動の関係では、学校と地域がともに子どもを育てるという視点からも、今後さらに重要になると答弁をいただいたように、市内の先進事例を参考に、働き方改革同様、学校や顧問の先生によって見解が異なるよう市としての方針を周知し、決して子どもの取り合いといったような関係悪化を招かないよう推進していただきたいと思います。

大項目3、(1)、①の「住宅宿泊事業法」の概要及び本市への影響や期待される効果については、本市が推進している教育旅行としての農家民泊などへの影響はなく、逆に届け出をすることで一般人や外国人観光客など幅広い受け入れが可能になるということですので、ぜひ有効に活

用を図っていただきたいと思います。

一方で、空き家なども活用次第では有効な手段となり得るということでもありますので、今後農家民泊にとどまらず、町中にある大型空き物件などを、インバウンドを初めアーティスト制作等の長期滞在、さらには各種イベントや大会等で本市を訪れた際に宿泊施設不足の解消といった側面からも民泊活用の可能性について検証をしていただければと考えています。

②の事前届け出及び登録の本市の状況については、現時点での県への届け出、登録はないということですが、市観光物産協会が届け出をする方向で手続を進めている教育旅行を受け入れている農家以外に「民泊新法」の届け出についての問い合わせが2件あり、手続等について相談を受けているとのことでありましたけれども、差し支えがなければ、その2件については住宅専用地域の家屋なのか、また家主居住型なのか、それとも家主不在型なのか、参考までにお伺いをいたします。

○益子慎哉議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、市観光物産協会に相談を受けている2件の案件ですが、2件とも住居専用地域ではございませんで、都市計画区域外の家屋を対象に計画されているものでございます。また、2件とも届け出住宅に家主が居住し、不在とならない家主居住型での事業を計画しているとお聞きしております。

○益子慎哉議長 藤田議員。

○5番（藤田謙二議員） ありがとうございます。

今回の「民泊新法」のように、県への届け出のみで営業ができるようになる規制緩和というのは、喜ばしい反面、盲点をつくような悪質なケースも懸念されますので、県との情報共有を図りながら、ただいまの2件の問い合わせのようにつけていくだけ観光物産協会などが相談窓口となり、しっかりとサポートを行っていただきたいと思います。と望みます。

最後に、今日は地元太田二高校の学生が大勢傍聴に来ていただいておりますけれども、時代を担う若い人たちが生まれ育ったこの地域でこれからも活躍できるようなそんな地域づくりを目指して力を注いでいくことをお約束申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 次、4番諏訪一則議員の発言を許します。4番諏訪一則議員。

〔4番 諏訪一則議員 登壇〕

○4番（諏訪一則議員） 4番諏訪一則でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

初めに、安心安全のまちづくりについてです。

総務省から昨年7月に発表されました平成29年版情報通信白書によりますと、家族のうちの誰かがスマートフォンを持っている世帯保有率は、2016年に71.8%になり、個人保有率は2011年に14.6%であったものが、2016年には56.8%と4倍になったとのこと。日本全体の半数以上がスマートフォンを個人所有している状況です。

また、平成29年版情報通信白書の概要第5章、熊本地震とICT情報通信技術利活用では、

「東日本大震災以降、急速に普及が進んだスマートフォンは、通話や携帯メール、LINEを初めとしたソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や、インターネットアプリなどの活用により、多様な情報ニーズに応え、その有用性が評価され、耐災害性の高い利活用環境の整備、例えば災害時の公衆Wi-Fiの無料開放や携帯電話充電器の貸与などの整備も必要と言える」とまとめています。熊本地震における情報通信のあり方に関する調査報告では、SNSなどインターネットを用い、友人、知人から、あるいは情報がない中、近隣から口コミでリアルな地域情報を得たという声が報告されています。

当市でも学校体育館や公民館など、指定緊急避難場所や指定避難場所として利用されることになるでしょうが、行政内部では情報の伝達や提供についてマニュアル化されていると思いますが、市民にはそれらの情報がよくわからない状況になっているのではないかと恐れています。

これらのことから、住民や帰宅困難者が情報を得られやすく、また安否情報などを発信しやすくするためとして新たにWi-Fiを設置し、避難場所となる学校や体育館において避難した人たちが災害に関する情報を得やすいWi-Fi環境の整備をする必要について、お考えをお伺いいたします。

次に、複合災害に対する認識についてお伺いします。

昨年、稲敷市で行われた茨城県総合防災訓練では、大雨が何日も続き土砂災害警戒警報が発令され、市が避難勧告を発令し、避難を完了する前に震度6強の地震が発生したという想定のもとに行われ、地元住民のほか県警、消防、自衛隊などが参加した訓練でした。大雨と地震という2つの災害がほぼ同時に起こるといふ複合災害を想定して行われたものです。複合災害とは、同時または連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合し、超大型台風の接近中に大規模地震が発生する複合災害を想定したものです。複合災害という最悪の事態における関係機関の連携、協力態勢の強化が狙いで、県警、消防、自衛隊などが参加した訓練でした。

また、海や川に隣接する地域では、種々の災害が複合して広域にわたり大きな災害をもたらす可能性、特殊性を有しております。このような災害は、土砂災害や橋梁の損傷、流出などにより、代替路線に極めて乏しい道路、鉄道などの交通網が寸断され、復旧には災害規模に比して多大な時間と費用を要し、人命救助に困難を来すのが大きな特徴とされています。

4月の全員協議会で配付されました洪水ハザードマップによると、太田、誉田南部、機初西部地区は、1メートルから5メートルの浸水地区であります。この地区は鯨ヶ丘の東側の雨水が集まり、先には源氏川と里川の出会い堤防で塞がれております。源氏川と里川の水位が上がれば源氏川と里川の逆流防止のための水門が閉じられ排水ができなくなり、丘水で浸水地区となります。私は、峰山地区に作られた大型排水ポンプの設置などの対策がこの地区にも必要と考えています。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。1点目は、本市の複合災害に対する認識、体制及び対応策についてお伺いいたします。2点目は、超大型台風や大雨警報などにも想定される水害の排水体制、対応策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、安心安全な生活環境の確保についてお伺いいたします。

特定外来生物（昆虫）、特に猛毒を持つ生物に対する市の対応及びスズメバチ等の駆除に関す

る市民ニーズと市の対応についてお伺いいたします。

昨年はヒアリ、スズメバチと、猛毒を持つ生物に関する報告があり、市民からの問い合わせに関する電話を私にも多くいただきました。ヒアリに関しては幸い、環境省が確認したところアカカミアリであると特定、訂正され、危害が及ぶおそれが少ないとのことで多少ほっとしております。しかし、アカカミアリといえども外来種定着には危険を感じております。

新聞の報道によりますと、平成29年9月23日に中国海南島の工場から輸出された毛布を詰めた段ボール入りコンテナより、10月12日、京都府向日市の物流会社の職員が生きたアリの群を発見、通報したとのことでした。アリの数は約2,000匹、その中には女王アリ2匹と卵、サナギが含まれ、ヒアリであると発表がありました。環境省によると、6月に国内で初めて発見されて以来、これまでに12都府県22カ所でヒアリを発見、確認されているとのことです。ヒアリ、セアカコケグモ、ツマアカスズメバチなど、危険外来生物の侵入には気を付けて監視を続けなければいけません。

在来種では、オオスズメバチは世界最大の殺人バチとも呼ばれており、攻撃性が非常に高く、凶暴で人にとっては危険な昆虫です。昨年9月、愛媛県大州市長浜町で、電動車椅子の女性がデイサービスの男性職員に付き添われて帰宅途中、空き家の前を通行したところ、スズメバチに50分にわたり刺され死亡したという痛ましい事故が報道されました。昨年は4月から6月がスズメバチに適した気候であったために増殖し、9月になってスズメバチが猛威を振るい、当市においても昨年をはるかに上回るスズメバチ駆除に関する問い合わせがあったと聞いております。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。1点目は、人に危害を及ぼすおそれのある特定外来生物（昆虫）を発見した場合、その対応はどのようになっているのかについてお伺いいたします。2点目は、生活環境におけるスズメバチなど、危険昆虫の状況をどのように把握されているのかお伺いいたします。3点目は、スズメバチなどの駆除に関する市の対応についてお伺いいたします。

以上、2項目7点についてお伺いいたしまして、私の第1回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 災害対策についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、避難所となる学校体育館や公民館等へのWi-Fi環境の整備についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市では避難所といたしまして111カ所を指定しておりますが、その中で公衆向けに誰でも使えるWi-Fi環境が整備されているのは、総合福祉会館、市民交流センター、金砂ふるさと体験交流施設、水府ふるさとセンター竜っちゃん乃湯、高齢者生産活動センターの5カ所でございます。指定避難場所になっております小中学校及び特別支援学校につきましては、授業等に用いるために教室などにWi-Fi環境が整備されているところがございますが、主に避難所として利用することとなります体育館までは整備していない状況でございます。

学校体育館でW i - F i を利用するには新たにアクセスポイントを設置することで活用は可能となりますが、果たして一度に多くの人の利用に耐えられるような環境の整備ができるのか、また学校と共有することについてセキュリティー対策が十分に図れるかなどの課題がございます。また、公民館等への設置につきましては、通常の利用時におきます必要性や効果等につきましても検証の必要があると考えているところでございます。避難所へのW i - F i 環境の整備につきましては、これらの諸課題等を整理いたしました上で、導入の必要性について研究検討してまいりたいと存じます。

なお、災害時において情報を得る手段といたしましては、スマートフォンの普及によりましてインターネットやS N S が有効な手段となっておりまして、大手通信会社などが加盟する業界団体は、各社が運営いたしますW i - F i 環境を大規模災害発生時に誰でも無料で利用することができる災害用の統一ネットワークの運用を始めておりまして、熊本地震の際には大きな効果を上げていると承知をいたしております。

しかしながらその一方では、曖昧な情報や誤った情報が広がり、住民や救助の環境が混乱してしまったというような事例なども報告されてございますことから、災害時における情報発信に当たりましては、迅速かつ適時、的確な情報提供が図れるような環境整備に努めることをまずは大切にしてまいりたいと考えております。

続きまして、本市の複合災害に対する認識、体制及び対応策についてお答えいたします。

議員ご発言のとおり、近年実施されております防災訓練につきましては、大雨と地震、地震と土砂災害といった2つ以上の災害が同時に、または連続して発生したことを想定いたしまして実施されているケースが多いことは承知をいたしているところでございます。

本市の地域防災計画におきます複合災害の位置づけにつきましては、その発生を考慮しながら風水害対策の避難計画の中に盛り込んでいるところでございますが、複合災害を想定いたしました体制、対応策等についての具体的な計画は定まっていない状況でございます。本市の地域防災計画が整合性を図ることといたしております茨城県の地域防災計画におきましても、現段階におきましては、複合災害についての具体的な記述がされていない状況でございますので、今後県におきまして対応等の動向を十分踏まえた上で、当市の計画の中に位置づけていく方向で対応してまいりたいと存じます。現段階における対応といたしましては、個別の災害対策計画に基づきまして、災害対策本部におきまして、国、県や関係機関と連携を図り対応していくこととまいりたいと存じます。

また、市民の皆様の複合災害への対応につきましては、まずは洪水や土砂災害のハザードマップに基づきました避難を優先させることといたしまして、災害時に一人ひとりの環境に合ったマイタイムラインの作成、活用などについて、出前講座などを通じまして呼びかけをしてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 複合災害に関する認識についての2点目と3点目のご質問にお答えいたしま

す。

2点目の超大型台風と大雨警報の対応は、それぞれの方針が異なるため、超大型台風へのものは3点目のご質問とつながると考えられますので、そちらでお答えしたいと思います。

まず、大雨警報への対応でございます。昨年7月の豪雨の事例などから、局地的な集中豪雨などにより、内水被害や中小河川の越水から周辺地への浸水被害、のり面の崩壊などが発生しております。

対応といたしましては、気象情報や避難所の情報をいち早くお知らせすると同時に、道路の通行規制や土のう積みなどによる応急対応をしております。住宅地などに長期冠水がある場合には、排水ポンプ車の手配などを国、関係機関に要請する措置をとりたいと考えております。さらには、定期的なパトロールにより、適正に樋門を開閉し内水の滞留を軽減すること、日ごろの維持管理により道路側溝や排水路を適正に管理することで雨水をスムーズに排除するなどの対策をとってまいります。加えまして、中小河川の現況流量を上げるため、河道掘削や竹木の伐採の必要性などを地域と連携しまして県へ要望していく考えでございます。

次に、2点目の超大型台風への対応及び3点目のご質問についてお答えいたします。

議員ご質問の箇所は、国直轄河川である里川と県管理の中小河川であります源氏川が合流する箇所でございます。洪水ハザードマップには浸水に対するご指摘の内容が記載してございます。また同マップには、この5メートルの浸水の前提条件としまして、久慈川流域、里川流域での48時間降雨量がそれぞれ616ミリ、795ミリと、超大型台風など当市では近年例を見ない内容でございます。このような雨に対しまして全国的な方針では、まず速やかに避難することとなっておりますので、気象情報や避難勧告、同指示など避難情報を速やかに判断し、住民の皆様に伝達し、避難誘導などをすることがまず第一と考えております。

次に、排水ポンプの設置でございますが、取手市、潮来市など県内他市の事例からも、国直轄河川と中小河川の合流点において、直轄河川からの逆流防止と中小河川の背後地に位置する住宅密集地などへの過去のたび重なる浸水事例からこれらを軽減することを目的として国などが設置してございます。

同箇所においては、先ほどの事例と全く条件が一致するわけではございませんが、源氏川などに既に設置されております樋管や樋門の出水時の管理体制や今後の気象状況などを注視し、国、県など関係機関への協議、働きかけを行っていくことを考えております。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

〔鈴木淳市民生活部長 登壇〕

○鈴木淳市民生活部長 安心安全な生活環境の確保に関する3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の人に危害を及ぼすおそれのある特定外来生物を発見した場合の対応についてでございますが、国内でも危険な特定外来生物の発見の報告が増えており、議員ご発言のとおり、本市においても昨年7月に、岡田町でアカカミアリが発見されたことが記憶に新しいことと存じます。その際、初動体制といたしましては、発見者からの相談を受け、茨城県生物多様性センターに通報し情報収集に当たりました。通報後は発見者、市並びに茨城県の3者で情報を共有しつ

つ、発見者においては進入経路の特定や拡散状況の確認をし、市においては市民向けの広報対応、茨城県においては国との連絡調整等を図りながら対応してまいりました。

今後も人に危害を及ぼすおそれのある特定外来生物の発見がされた場合、早期発見、早期対応が拡散と定着を防ぐことから、市関係各課並びに県関係部署等と連携を図りながら迅速な対応に努めてまいります。

2点目の、生活環境におけるスズメバチ等の危険昆虫の状況をどのように把握されているかでございますが、日本国内のさまざまな危険昆虫の中で、市内において相談件数が多いのはスズメバチであり、市民からの駆除依頼等で把握しているのが現状でございます。ここ数年、スズメバチ等の発生は多い年と少ない年を交互に繰り返しながら増加している傾向にあり、昨年度は451件の駆除を行いました。ちなみに、平成26年度164件、平成27年度341件、平成28年度は198件の駆除件数でございました。

3点目の、スズメバチ等の駆除に関する市の対応でございますが、迅速に駆除できますようマニュアルを整備し、本庁各支所において電話等により市民からの駆除依頼を受け付けし、休日においても本庁の日直等から担当課へ速やかに連絡がとれる体制をとっております。駆除作業につきましては、常陸太田市森林組合と1件単価により委託契約をし、駆除している状況でございます。公共施設及び公共用地や通学道路上の駆除につきましても委託業者に依頼をして行っているところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

〔4番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○4番（諏訪一則議員） ただいまはご答弁大変ありがとうございました。それでは2回目の質問をさせていただきます。

大項目1の安心安全なまちづくりについてはおおむね理解いたしました。これは要望ですが、洪水ハザードマップについては各家庭に配布されたかと思えます。せっかくすばらしい洪水ハザードマップができ上がっておりますので、各町会の自主防災組織において再度認識していただく機会を促すことも大切であるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、大項目2、安心安全な生活環境の確保については、何点か質問したいと思います。

1の2については理解いたしました。

3の市の対応についてですが、実際にスズメバチの駆除を市に依頼した際の駆除費用、自己負担について、市の分担を含めた1件当たりの費用と今年度のトータル費用をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 2回目のご質問にお答えいたします。

実際にスズメバチ等の駆除を依頼した場合の1件当たりの費用と今年度のトータル費用についてでございますが、駆除費用は1件当たり1万4,000円であり、市民の方に3,000円のご負担をいただき、残り1万1,000円を委託業者に委託料として支払っております。今年度は市民の方からの依頼280件分と公共施設等5件を見込み、315万円を予算措置しているところでございます。

なお昨年度まで、屋根裏や高所等により委託業者では処理できない事案等の場合、民間の専門業者を紹介して駆除していただき、駆除費用の全額を市民の方に支払っていただいておりますが、今年度からは支払額の2分の1、1万1,000円を上限に補助することとし、予算化したところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

次に、生活通路に接する空き家、空き店舗、空き地などにスズメバチの巣が確認された場合、どのように対処し、誰が駆除費用を支払うのかお伺いいたします。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 生活通路に接する空き家、空き店舗、空き地などにスズメバチ等の巣が確認された場合につきましては、基本的に個人所有の地に勝手に立ち入ることはできませんので、所有者もしくはその関係者に連絡をとりまして駆除処理をしているところでございます。その際の費用負担につきましても、その所有者等に負担していただいているところでございます。

○益子慎哉議長 諏訪議員。

○4番（諏訪一則議員） ありがとうございます。理解いたしました。

スズメバチなどに関する市への問い合わせは、温暖化などに伴い増えている状況ですが、前段階にも述べましたが、スズメバチに刺され亡くなる死亡事故も起きております。市民の安心安全を守るためにも、また、スズメバチのシーズン初めには市のホームページ、市の広報紙などによる駆除内容掲載の充実を強く望みます。

以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。

○益子慎哉議長 次、3番菊池勝美議員の発言を許します。3番菊池勝美議員。

〔3番 菊池勝美議員 登壇〕

○3番（菊池勝美議員） 3番菊池勝美でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。今回は防災対策について、それから有害鳥獣対策についてを質問させていただきます。

最初に、防災対策についての集中豪雨時等の対応について、4点についてお伺いをいたします。

1点目は、市内への雨量計の設置状況についてお伺いいたします。

5月1日から5月31日まで、先月は水防月間であり、その中で5月26日には当市が会場となり、4市1村による久慈川水系連合水防訓練が開催されたところでございます。これらはまもなく梅雨入りが予想され、ゲリラ豪雨や台風等が想定される中、水防団員の災害に対する各種訓練など機敏な訓練態度を拝見いたしまして、1つの安心感を覚えたところでございました。

さて、茨城県内におきましては、平成27年9月の鬼怒川の決壊により、常総市が甚大な被害に見舞われたことは皆様方、記憶に新しいものであると思います。また、当市におきましても昨年7月25日の集中豪雨や、9月には台風18号、さらに10月には台風21号、22号等々の被害に見舞われたものでございました。

そこで、昨年7月の集中豪雨でございますが、私の住んでいる金砂郷地区の最北端にございま

す上宮河内町でも集中豪雨に見舞われたわけであります。その後、どれぐらいの雨量だったのか金砂郷支所に問い合わせをしましたところ、金砂郷支所には現在、雨量計は設置していないため把握できていないという回答でございました。当時の担当職員の方も南部地区在住ということですので、市内全域の状況把握や避難勧告、避難指示等々には、雨量計というものは最低限必要ではないかなと思います。そういうことで、市内における雨量計の設置場所や設置者についてお伺いをいたします。

2点目は、危険箇所等の点検状況についてお伺いをいたします。

浅川の現状を見てみますと、河川敷への竹の繁茂、それら竹に上流からの流木等が引っかかりまして、また、長年にわたっての土砂などの堆積により流れをとめ、いわゆる堰となって越水してしまうと、このような状況を河川管理者は巡視をされているのか、さらに把握をされているのかどうかお伺いをいたします。

3点目は、河川管理者との協議についてお伺いいたします。

今、2点目で申し上げましたように、危険箇所の点検状況を踏まえての河川管理者との協議についてお伺いいたします。現在の河川敷における竹の状況は今も申し上げましたが、災害を未然に防ぐためには、河川敷の竹などの撤去、それから堆積した土砂などの撤去が必要不可欠であると認識をいたしておるわけであります。これらは各町会からの要望もそれぞれあるとは思いますが、これら各町会からの要望についての対応についてお伺いをいたします。

4点目は、昨年7月の被災地の状況についてお伺いいたします。

冒頭申し上げました昨年7月の被災地の状況についてであります。あのときは近年まれに見るような集中豪雨でありました。特に金砂郷地区の北部地区、それから浅川流域の被害が甚大なものであったと考えられます。被災状況、それから復旧状況等についてお伺いをいたします。

続きまして、有害鳥獣対策の中のイノシシ対策についてであります。近年大変被害が拡大しているであろうというイノシシの被害や、それらに対する対策等について4点お伺いをいたします。

現在イノシシは、我々の生活を脅かしているといっても過言ではないと思います。私もいろんな方とお話をする機会がございまして、特に山間地域の方の話によりますと、「常陸太田市では少子化・人口減少対策を最重要課題として取り組んでおられるそうですね。学校も閉校、廃校になっているのだから、これはまことに当然な話だと思う。しかしイノシシも山間地域の人間にとっては大変死活問題なんだよ」という話をよく聞くことがあります。15年、20年ぐらいまでは、イノシシにやられたということで非常に残念がって、地域の中では一時は話題になっていた時期もありました。しかしここ数年、「また来たわ」ということで終わってしまって、本当にあきらめになっている、そういう状況であります。

そこで1点目は、生息数及び捕獲頭数の推移についてお伺いいたします。

イノシシは県内では主に県北、県央及び筑波山周辺に生息をしていると言われており、生息数は、平成12年度には推定で約1万頭と言われておりましたが、その数は年々増加傾向にあると言われております。そのような状況の中で、まず生息数についてお伺いいたします。また、現在も年間を通じてわなや猟銃によるイノシシ捕獲を実施されており、市当局及び有害鳥獣捕獲隊の

方には敬意を表するものであります。特に有害鳥獣捕獲隊の皆さんには、日常の仕事をお持ちの上での捕獲作業であり、感謝を申し上げたいと思っております。そこで、茨城県及び本市における捕獲頭数の推移についてお伺いをいたします。

2点目に、被害状況の推移についてお伺いをいたします。

山間地域におきましては、野菜畑などはイノシシの被害にあってから一、二年は電気柵などで対応していましたが、高齢のため電気柵設置も容易ではないと、そういう状況から耕作放棄地となっていくケースが増えている状況であります。さらに被害地域も拡大し、また、都会の住宅地まで出没する、場合によっては人間が襲われてけがをするという昨今でございます。被害状況の推移についてお伺いをいたします。

3点目に、今後の被害対策についてお伺いをいたします。

イノシシの増、被害拡大に伴い、本市においても電気柵購入時の助成やわな免許取得時の助成等々取り組まれておりますが、これら内容についてお伺いをいたします。

4点目に、今年の3月に施行されました茨城県イノシシ等による被害防止対策に関する条例、この概要と当市の連携、対応についてであります。報道によりますと、内容としては県の責務や市町村などの役割等々がうたわれておりますが、これらの内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 防災対策についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の集中豪雨時の対応についてのご質問で、雨量計の設置状況についてお答えをいたします。

現在、河川の水害情報などのデータをリアルタイムに提供する雨量計の設置につきましては、市内に14カ所ございます。地区別で申し上げますと、常陸太田地区5カ所、金砂郷地区1カ所、水府地区4カ所、里美地区4カ所となっております。設置主体別に申し上げますと、気象庁2カ所、国土交通省常陸河川国道事務所4カ所、茨城県常陸太田工事事務所7カ所のほかに、常陸太田市消防本部に1カ所となっております。金砂郷地区の1カ所につきましては、中野町に気象庁が設置したものでございます。これらの雨量計の情報につきましては、気象庁や国、県のホームページで随時更新されておまして、どなたでも情報入手が可能となっております。

集中豪雨災害発生に係ります情報手段といたしましては、これらの実際の降雨量を計測いたします雨量計のほかに、高鈴山に国土交通省が設置いたしましたレーダー雨量観測所が平成10年から運用を始めておまして、半径120キロメートルの範囲でレーダー観測が行われております。気象庁のレーダーとともに、雨雲の動きや雨量の変化について、予測も含めまして気象庁などのホームページで提供されておまして、今後の天気の変化を知る上では大変重要な役割を果たしているところでございます。

続きまして、2点目の危険箇所等の点検状況についてお答えいたします。

市内の各河川につきましては、おのこの管理者が定期的に危険箇所が発生していないか点検を行っているところでございますが、その一方で、出水期を前にいたしまして特に洪水のリスクの高い区間につきましては、河川管理者、市、消防本部が地元の町会長などとともに巡視と点検をあわせて行っております。

これまでは国管理の河川だけでしたが、平成28年に岩手県におきまして中小河川が氾濫し、高齢者施設が浸水いたしまして被害を受けたことなどから、国は水防災意識社会の再構築の取り組みを加速させることといたしまして、県の管理河川についても水害時のリスク情報を地域と共有するという方針を示しまして、本年度からは県の管理河川につきましても合同の巡視、点検を行っているところでございます。

これらの巡視、点検では、堤防がない無堤区間のほか、堤防高、あるいは堤防断面の不足によりまして重要水防箇所に指定されております区間を共同で点検しながら、河川管理者から今後の改修計画や出水時の対応策などについての説明を受け、出水時の巡視や水防活動が円滑に行えるよう情報の共有を図っているところでございます。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 集中豪雨時の対応の3点目及び4点目のご質問にお答えいたします。

まず、3点目の河川管理者との協議についてでございます。

国及び県の管理する河川につきましては、先ほど総務部長から答弁のありました危険箇所の合同巡視や河川管理者ごとに主催されます整備計画連絡協議会などの場での協議結果を踏まえまして、本市が事務局となっております久慈河流域の関係市町村で構成されます久慈川改修期成同盟会において、久慈川の堅磐、下土木内地区での河道掘削により断面不足の解消や、里川の田渡地区改修工事、浅川の大方地区改修工事など、久慈川水系各河川の改修について要望活動を行い、この結果、堅磐、下土木内地区について国土交通省により事業が進められております。また、この事業効果は、上流の中小河川の流下能力の向上にも寄与していると言えます。

その他個別地域の箇所におきましても、関係する町会から河道内の竹木の撤去、堆積した土砂の除去等の要望に基づきまして、市の意見書を付して各河川管理者に進達しております。

続きまして、4点目の昨年7月の被災状況についてお答えいたします。

河川の水圧により木橋の橋面が崩壊した箇所が1件、橋梁の上流側の張りブロックが崩壊した箇所が1件、市が管理者であります赤土川ののり面が崩れた箇所が1件の合計3件を「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づきまして国への申請、査定を経まして復旧工事を行いました。また、その他道路ののり面や路肩の崩壊、橋梁に押し寄せられました流木の撤去など、合計31件の被災があり、市の単独事業として復旧工事を行いました。復旧状況といたしましては全て完了してございます。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 イノシシ対策についての4点のご質問にお答えいたします。

初めに、生息数及び捕獲頭数の推移についてでございますが、まず、生息数は個体数の季節変動や年変動が大きく自然増加率も年次変動することなどから推定が非常に難しいこととされておりますが、県では環境省のガイドラインや一般財団法人自然環境研究センターへの委託などにより県内の生息数を推定してきておりまして、最新では平成27年度末の推定値として3万1,990頭とし増加傾向にあるとしてございます。

なお、生息地としては、八溝山塊北部、久慈山地南部、筑波山麓北部などの地域で生息域が拡大しているとしてございます。

次に、捕獲頭数の推移についてお答えいたします。

狩猟と捕獲隊などによる許可捕獲を合わせまして、茨城県全体では、平成26年度が5,685頭、平成27年度が6,069頭、平成28年度が8,117頭と推移し、本市では、平成26年度が996頭、平成27年度が951頭、平成28年度が1,322頭、平成29年度が1,254頭と推移してございます。

なお、平成29年度において捕獲頭数が多い地区は、金砂地区155頭、誉田地区141頭、世矢地区118頭、佐都地区116頭となっております。

次に、被害状況の推移についてお答えいたします。

本市における過去4年間の被害面積及び被害額は、平成26年度は、被害面積が約339アール、被害額約899万4,000円、平成27年度は、被害面積が約256アール、被害額約445万8,000円、平成28年度は、被害面積が約314アール、被害額約562万1,000円、平成29年度は、被害面積が約281アール、被害額約430万円と、平成26年度をピークに減少傾向にございまして、これまでの有害鳥獣対策で一定の効果があったものではないかと考えられておりますが、依然として被害が多発している状況ではございます。

次に、今後の被害対策についてでございますが、引き続き市捕獲隊への年間を通じた捕獲業務委託と国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用した捕獲者への助成、電気柵などの購入費助成、狩猟期における捕獲助成、わな免許取得助成、これらに継続して取り組むとともに、地域と連携したイノシシを近づけない環境づくりや被害防止設備などの設置支援、被害防止に対する市民への情報提供などに取り組んでまいります。

また今年度は、茨城県が新たに実証実験として取り組むICT情報通信技術を活用し、箱わなにかかったイノシシをデジタル携帯電話、スマートフォンから状況を確認し、扉を下げるなどの操作ができる技術を導入し、見回り軽減や効率よく安全に捕獲ができる事業について県と連携し、取り組んでまいります。

次に、県条例の概要と本市の連携対応についてお答えいたします。

まず、この県条例は、本年3月末から施行となつてございまして、イノシシなど野生鳥獣により被害が拡大する農林水産業の健全な発展及び県民の安全安心な生活を確保することを目的に、県の責務、市町村や県民の役割を明記するとともに、実施施策として被害の防止対策の推進、捕獲する者の確保や知識、技術向上の研修、情報通信技術の活用などが盛り込まれてございます。本市といたしましても、引き続き県並びに近隣市町村等と連携を密にし、情報を共有した中で、

国、県の事業等の有効活用や、より効果的な対策に取り組むよう関係団体や地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら対応してまいります。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

〔3番 菊池勝美議員 質問者席へ〕

○3番（菊池勝美議員） ご答弁ありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

防災対策につきましての集中豪雨時等の対応につきまして、1点目の雨量計の設置状況でございますが、今、設置状況につきましては、市内14カ所、常陸太田5カ所、水府4カ所、里美地区が4カ所、そして金砂郷地区が1カ所のご答弁をいただいたわけでございますが、金砂郷地区の1カ所というものは南部地区でありまして、先ほども申し上げました昨年7月の被害は、金砂郷地区の北部が甚大であったと。もちろん浅川流域もそうでありまして、そういうことから被害の状況把握や、場合によっては避難勧告、避難指示等のために北部地区への雨量計の設置が必要ではないかなと考えますが、お伺いをいたします。

○益子慎哉議長 総務部長。

○西野千里総務部長 金砂郷の北部地区への雨量計設置が必要ではないかというご質問にお答えをいたします。

議員のご発言にございましたように、金砂郷地区の北部には雨量計が設置されていない状況でございます。国、県等が設置をいたしております雨量計につきましては、50平方キロメートルを1カ所の雨量計でカバーするという基準に基づいて設置されておりまして、現状では県内全域を網羅しているという状況になっているということで伺っております。

金砂郷地区の北部地区につきましては、水府支所、竜神ダム、常陸大宮市の舟生橋の雨量計によりましてカバーをしているということで伺っているところでございまして、現在新たに雨量計を設置するという方針、考えはないということで伺っております。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） 新たな設置をする予定はないということだそうですが、そういう状況は理解をいたしました。今後引き続き要望をしていただきたいということでお願いをしておきたいと思っております。

それから、2点目の危険箇所等の点検状況についてでございますが、定期的に点検をされると。特に洪水のリスクが高い区間においては、河川の管理者、市、それから消防本部、そして地元の町会長さん方が巡回をされているというご答弁をいただきました。これで理解をいたします。

3点目につきましても、それぞれ各町会からの要望が出されれば、管理者に対しまして進達をされるということでありますので理解をしております。

4点目の昨年7月の集中豪雨についてでございますが、床上浸水、床下浸水それぞれ被害が発生いたしました。床上浸水の被害に遭われた、これは高齢者、ひとり暮らしの方なんです。ここに50年ぐらい前に嫁いで来られて、今回初めてこのような被害に遭ったということであります。被害の数日後にお会いしたときには、これだけは記念の品だからということで、濡れた写

真の天日干しをしておられました。また、その床上浸水の発生現場から約1キロ程度下流の同じ町会の方は、今回が4回目の床下浸水の被害だったということでもあります。さらに昨年は、それ以降、先ほども申しあげました9月の台風18号や10月の台風、上陸したりこの近くを通過して、それぞれ不安な日々を過ごされたわけでもあります。

これらの原因は、何度も申しあげますが河川敷の竹の繁茂、それから、上流からの流木等が引っかかって、さらにはいろんな堆積物が影響をしているというふうに思われるわけではありますが、ぜひともこれらの不安を解消して、そして安心して安全に生活できるよう願うものであります。これらを優先して要望されるということではいかがなものでしょうか、お伺いをいたします。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまご発言の箇所につきましては、上利員町から樹木や竹木の除去、堆積土砂の撤去の要望がございまして県に進達しておりますが、床上、床下浸水の被害を受けた家屋もございまして、再度強く要望してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） ありがとうございます。

ぜひ強く要望されるということを私からも要望いたしたいと思っております。市管理ではございませんので、やはり河川管理者に対しまして要望ということですのでよろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、有害鳥獣対策につきましての1点目、生息数及び捕獲数についてでございますが、捕獲頭数につきましては、やはり金砂地区が第1位だったんだなというふうに理解をいたしました。その中で同じ金砂地区の方なんですけど、二、三年前までは、都会で生活している子どもたちに新鮮なジャガイモを送ってあげようということで、随分ジャガイモを植え付けしたんですが、全部イノシシにやられてしまったと。3回ほど植えたんですが3回とも結局だめだったということで、現在は耕作放棄地になっているという、そういう状況もございまして。捕獲頭数、それから生息数ということで理解をいたしました。

2点目についても理解をいたしました。

3点目の関係ですけれども、今後の被害対策、各施策等を十分実施をされていると、今後も継続してそれぞれ実施をしていただきたいということで理解をいたしました。

4点目の茨城県イノシシ等による被害防止対策に関する条例の概要、これにつきましては、内容については概要として理解をいたしました。そこで茨城県、それから市町村の役割、連携強化等々、条例の概要ではございますけれども、茨城県においてもこのような条例を制定して積極的に被害防止に取り組むという観点から、市町村や関係機関と連携を密にし、今後対応していく、そういう状況の中で、本市においても現在農政課農林振興係内での対応をされておられるわけですけれども、専門の係等を設置して対応するというお考えはないのでしょうか、お伺いをいたしたいと思っております。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 専門の係の設置はというご質問でございますが、議員のご発言の中にもご

ございましたように、農作物や農地に対する鳥獣被害対策につきましては、現在農政課の業務として担当職員を配置し対応しております。現時点では現在の体制の中で対応してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 菊池勝美議員。

○3番（菊池勝美議員） 了解をいたしました。限られた職員の方での対応というわけですから大変なのは十分承知しております。今後検討されれば幸いかなと思ひまして、私の要望とさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○益子慎哉議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設部長より、先ほどの諏訪議員の一般質問に対し答弁の訂正をしたいと申し出がありましたので、これを許可します。建設部長。

○真中剛建設部長 午前中の諏訪議員の複合災害に関するご質問の答弁について、申しわけございませんが一部訂正させていただければと思います。

議員からは「2点についてのご質問」ということで、私の所管としましては2点目であります超大型台風と大雨警報の対策についてでございます。答弁の内容としましては、大雨警報への対策と超大型台風への対策とに分かれるものでございますため、大きな趣旨としまして変更はございませんが、答弁の途中で「3点目」「3点目のご質問」との言葉を入れてしまったため、この「3点目」などの言葉を答弁中から削除させていただければと思います。大変失礼いたしました。何とぞよろしく願いいたします。

○益子慎哉議長 次、8番平山晶邦議員の発言を許します。8番平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

早いもので私たち市議会議員、4年の任期の最後の議会となりました。私はこの議会を迎えるに当たって、4年間市民の皆さんの負託に応えることができたのだろうかと考えながら今議会を迎えました。そして今、4年間最後の一般質問に入ります。執行部におかれましても前進ある答弁を期待いたします。

第1の質問として、本市の土木・建築技術職員の採用についてお伺いをいたします。

6月1日、大手企業の採用面接解禁が始まりました。この時点で42.7%の内定があるそうです。また、政府の経済諮問会議は、深刻な人手不足を受けて年功序列でない成果主義の新たな報酬体系案を考えているようです。現在の新採職員等の採用状況は売り手市場と言われておまして、高校生の内定率は99%であるということがニュース等で報道されています。また、大卒の内定率も大変高い状況です。特に理科系や技術系は相当の売り手市場だそうです。茨城県でも技

術職の採用確保に向けてさまざまな工夫を凝らした対応をしているようでありますし、先日の5月24日付の茨城新聞でも、日立市が行っている採用試験が記事になっていました。

本市も一般事務職の採用は昨年も順調であったと聞いていますが、過去においては土木・建築技術職の採用は希望どおりではなかったと聞いています。職員採用は、職員の退職時期、今後の財政状況や事業状況を把握しているわけですから計画的な採用計画を行っていく必要があります。特に土木・建築技術職員は、採用即戦力とはいかないのではないのでしょうか。経験や知識の積み重ねを経て、技術職員として成長していくのではないかと思います。

今後、本市は東部土地区画整理事業や真弓トンネルを抜ける市道整備、JTの跡地利用など、常陸太田市始まって以来の大型事業プロジェクトを推進していく計画です。それはどれも土木・建築に関係する職員の領域です。今までも道路や公共インフラの整備や維持補修の事業を行っているわけですから、今後予想される建設関係の業務の過重性は想像できます。政府も働き方改革を進めようとしています。本市においても職員の働き方には従前にも増しての対応が必要となってくると考えます。

そこで1点目として、土木・建築技術職の過去5年間の採用実績について、本市が予定していた希望が叶った採用実績になっていたのかをお伺いをいたします。2点目として、私が前段申し上げたことを前提として、将来にわたって本市が安心できる土木・建築技術職の確保と今後の採用方法についてお伺いをいたします。

第2の質問として、合併特例債の仕組みと今後の本市の合併特例債を使う事業についてお伺いをいたします。

常陸太田市は、建設分の合併特例債起債可能額224億円のうち、29年度末までに74億円の合併特例債を起債しており、平成30年4月時点では、合併特例債起債可能残額は150億円です。合併特例債は、新市建設計画の事業費として、特例的に起債できる地方債です。事業費の95%の起債が認められ、その元利償還金の70%が交付税措置をされる。つまり事業費の66.5%が交付税措置をされるという大変地方自治体にとっては有利な制度であることは間違いありません。

さらに、自治体の財政が健全かどうかを示す指標である実質公債費比率や将来負担比率についても、交付税措置がある場合には、交付税措置される額を控除して算定されるため、健全化指標への悪影響も余り生じない仕組みとなっています。すなわち合併特例債で100億円の借金をしても、指標上は100億円マイナス66億5,000万円ですから、33億5,000万円しか悪化しない仕組みです。まさに地方自治体にとって、合併特例債は打ち出の小づちではありますが、だからといって際限なく使ってよいものではありません。

合併特例債を使って厳しい財政状況になった事例として、兵庫県篠山市のことを申し上げておきます。JR大阪駅から快速電車で1時間、1999年に合併した兵庫県篠山市では、合併により人口が4万7,000人から6万人に増えるとの予測のもと、次々と箱物建設を進めましたが、2016年の人口は4万1,000人と、逆に6,000人も減少し、借金も大幅に増加しました。そして財政再建団体に陥る可能性も出てきたため、市職員を約3分の2に削減、給与を10%カ

ット、各種補助金カット、各種住民サービスの縮小、公民館や公共施設の閉鎖等、さまざまな財政再建策に取り組まなければならない事態となりました。

合併特例債は、地方債という借金であることに変わりなく、毎年の予算の中で償還していかなければなりません。つまりその分の現金、キャッシュフローを確保していかなければなりません。幾ら交付税措置が手厚いとはいえ、将来にわたって現在の交付税額が入ってくるわけではありません。確かに公債費の分は上乘せして配分されますが、本来の行政運営費分の交付税が減額されることもあります。交付税の総額は国が決めているものであり、三位一体改革では国により5兆円もの交付税が削減され、今も国では地方自治体の基金残高が増えていることを理由に交付税を削減するという議論が行われています。交付税の総額が減れば、幾ら手厚い交付税措置があったとしても、市に入ってくる交付税の額は影響を受けてしまう。さらに交付税算定の基礎数値として人口が重要な要素となっている中で、今後人口減少が進むことにより市の交付税額が減額され、影響が生じることも懸念されるほか、市税自体も減少する可能性があります。

このような中で、手厚い交付税措置ということで合併特例債を活用し公共投資を行うことは、市の財政状況がよくなることを前提として地方債として起債するのですから、私たち市民も十分に合併特例債を理解しておくことが必要であると考えます。

そこで1点目として、合併特例債の仕組みと将来の本市財政に与える影響についてお伺いをいたします。2点目として、今後計画している合併特例債を使う事業はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

第3の質問は、常陸太田市学校施設整備計画について質問をいたします。

私が学校施設整備計画の質問を考えたきっかけは、昨年の山田小学校の1年生が1人になり、山田小学校を視察させていただき、先生方とも意見を交換させていただいたことです。直近では30年の入学生が3人の西小沢小学校も視察させていただきました。私自身、学校教育とはどういうことかということ深く考えさせられました。そこで改めて28年の7月に作られましたこの常陸太田市学校施設整備計画を読むと、当時は深く考えなかった疑問が出てまいりました。

この計画の初めに、「学校は、一定規模の集団活動の中でさまざまなかかわりを通して、子どもたちに確かな学力と豊かな心、健やかな体を確実に身に付けさせ、健全な人口の育成を目指す教育の場であります」と書いてあります。また、「子どもたちが集団活動や友達とのかかわりを通して、同じ価値を共有したり、自分と違った考え方や価値観、個性等と向き合ったりすることにより、お互いが話し合う・助け合う・励まし合う・喜び合うなどの経験を重ね、ともに成長することができる特色を持っています」と書いてあります。私も全く同感であります。私は一定規模の集団という概念は、クラスで集団での遊戯や競技を行うことができる人数ではないかと考えています。そして学びの場になることが大切であると思います。

先生方に聞きますと、理想的には1クラス22、3人いて、できればクラスがえがができるような学年がよいという話を聞きます。しかし残念であります。本市の状況は少子化の影響により現実には大変厳しい学校環境になっています。郡戸、幸久、西小沢の30年度の小学1年生が1桁の人数でした。私は、学年の人数が1桁という現実には厳しいものがあるように感じています。

そこで、常陸太田市学校施設整備計画の中で、学校統廃合の実施計画についてお伺いをいたします。1点目として、現在までの学校統廃合の進捗状況についてお伺いをいたします。2点目として、私は計画されている統廃合の目標年次を市民や地域に示すことによって具体的な課題やさまざまな意見が聴取され、統廃合への理解が進むと考えます。整備計画の中で統廃合する時期である統廃合想定年次を示すべきであると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で、3つの質問に対する1回目の質問といたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。総務部長。

〔西野千里総務部長 登壇〕

○西野千里総務部長 総務部関係のご質問で、まず、土木・建築技術者職員の採用についての2点のご質問にお答えいたします。

初めに、土木・建築技術者職員の過去5年間の採用実績についてでございますが、平成25年度から平成29年度までの5年間で3回の募集をいたしております。平成26年度が2名の募集に対して1名、平成27年度が4名の募集に対して2名、平成28年度には年度途中で1名の採用をいたしております。過去5年間の募集人員の合計といたしましては延べ7名となりますが、各年度の募集におきましては、前年度の採用状況も踏まえまして募集人員を決定しておりますことから、実質5名の募集に対しまして4名の採用実績ということになってございます。

希望が叶った採用実績になっていたのかとのお質問でございますが、募集人員に達していない実績となっております。そういう状況でもありますことから、今後の募集方法等における対策を講じる必要があると認識をいたしているところでございますが、各年度におきましては、採用者数が募集人員に達していない場合におきましては、当面の事務事業の推進に影響が出ないようOB職員の技術職員、あるいは非常勤職員等によりまして、職員及び体制の確保に努めているところでございます。

次に、将来にわたって安心できる土木・建築技術者の確保と今後の採用方法についてのご質問にお答えいたします。

当市におきましては、例年各部のヒアリングにおきまして事務事業や人員の状況把握のほか、早期退職者や定年退職者の再任用の希望状況及び定員管理適正化計画等を踏まえまして採用人員を決定し、7月のお知らせ版、あるいはホームページ等で募集の案内を行いまして、9月に一次試験、11月に二次試験を実施しております。

前段の答弁でも触れさせていただきましたが、過去5年間の土木技術職員の採用について申し上げますと、平成28年度の年度途中での採用を除きまして、事務職員等と同様にその時々の事務事業の進捗状況や見通しなどを鑑みまして採用予定人数を決定いたしまして募集を行ってきておりますが、今般における土木技術職員に対する民間事業の拡大等の要因もございまして、申し込み人数が募集人員を下回る年もありましたことから、受験できる年齢の上限を引き上げるなどによりまして、即戦力となります人員、人材の確保を行ってきているところでございます。

今後におきましては、本市における土木・建築技術職員の年齢構成比率におきまして、55歳以上の職員が全体の約25%となっており近い将来におきまして退職の時期を迎えることになり

ますことから、将来に向けまして土木・建築技術職員の年齢的な偏在をなくしていくために、本市の土木・建築部門の中心的な役割を担うこととなる若手の技術職員を計画的に確保いたしまして育成していく必要があるものと考えております。

また、議員ご質問のような大型の事業、プロジェクトを推進していくためには、その時々事務事業の進捗状況を踏まえた体制づくり、人員の確保が必要になりますことから、民間のノウハウや人材の積極的な活用を図るなど事業の実施手法等も視野に入れた検討も必要ではないかと考えております。

採用方法等につきましてでございますが、これまでのお知らせ版やホームページ等での募集案内を基本としながらも、今後におきましては市内の高校を初め、近隣の土木や工業系等の高校、大学等を訪問いたし募集の案内を行うなどによりまして、より多くの人材に興味を持っていただくとともに、採用試験におきましても試験の方法等について先進事例の調査、研究を行うなど、優秀な人材を計画的に確保できますよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、合併特例債に関する2点のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の合併特例債の仕組みと将来の本市財政に与える影響についてでございますが、議員ご発言のとおり、合併特例債は、新市建設計画に基づいて行う合併市町村の一体性の確立や均衡ある発展に資する事業に充当できる地方債でございます。事業費の95%まで借り入れることができ、借り入れた地方債の元利償還金の70%が普通交付税に参入されます大変有利な地方債でございます。また、合併特例債の発行時期につきましては、本市は東日本大震災の被災地であることから、これまで合併後20年間となっていましたが、今年4月の法改正によりまして、さらに5年間延長されたところでございます。

次に、本市財政に与える影響といたしましては、事業実施の財源を確保するために起債することで将来借り入れた地方債を償還するための財政負担が生じてまいります。今後は人口減少に伴う地方税の減少や普通交付税の合併算定替えによる財政支援の終了などで財源の減少が予想されますことから、過度な後年度負担とならないよう引き続き借り入れ抑制による地方債残高の減少に努めるとともに、基金の有効活用を図りながら新市建設計画における財政計画に基づきまして事業を実施していくことで財政の健全化を維持していきたいと考えているところでございます。

続きまして、2点目の合併特例債を使う今後の事業についてでございますが、現在整備中の市道整備事業等へ継続的に活用していくこととあわせまして、市道0139号線整備事業など、新市建設計画に基づきます事業の中で本市の発展に真に必要な事業へ活用してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員のご発言にございましたように、本市の起債可能額約224億円のうち前年度末で残り約150億円の起債可能額となっておりますが、これら全てを発行するものではなく、地方債の借り入れにつきましては、市の財政計画を十分に考慮するとともに、これまで同様に将来負担比率などの財政健全化判断比率に留意し、持続可能な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 常陸太田市学校施設整備計画についてのご質問にお答えいたします。

初めに、学校の統廃合の進捗状況についてお答えいたします。

平成28年7月に策定した常陸太田市学校施設整備計画以後の学校統廃合の進捗状況を申し上げますと、この4月から水府小学校と山田小学校の2校が統合され、新生水府小学校が水府中学校との併設型小中一貫教育学校として開校したところです。

開校に至るまでに保護者や地域住民との調整を常陸太田市学校施設整備計画が策定された平成28年7月から統合についての懇談会を、平成28年10月からは説明会を開催、また、平成29年1月には保護者代表、学校代表、市教育委員会による調整会議を立ち上げ、この統合に向けての課題等について何度も検討、協議をしてきております。その後も保護者説明会や住民説明会を重ね、本年4月の統合に至っております。

校舎につきましては、現在水府中学校の校舎の一部を改修し利用していますが、小中一貫教育学校の新校舎につきましては、平成31年度中の完成を目指し、現在詳細設計を行っているところでございます。

次に、西小沢小学校の進捗状況についてご説明申し上げます。

常陸太田市学校施設整備計画の中で、早期的統廃合の1つに、急激な児童数の減少が考えられる学校として西小沢小学校を上げ、平成32年度を統廃合の計画年次と定め、平成29年度以降に統合に係る会議や地域説明会等の調整をしていく旨の計画を定めておりましたが、少子化・人口減少対策や地域の少子化対策の効果により、今年度は3名ですが、昨年13名、一昨年15名と小学校入学時の児童数が増え、複式学級になる時期が先送りになったこともあり、保護者や地域住民に対する懇談会や説明会については、現在まだ実施しておりません。今後計画的に実施していく考えでおります。

続いて、「学校統廃合の目標年次を市民に示すべきと考えるがご所見を伺う」についてお答えいたします。

先ほども触れましたが、常陸太田市学校施設整備計画は、平成27年8月、地域住民、学校関係者、保護者の代表者からなる常陸太田市学校施設検討協議会による1年間にわたる協議を経て、学校施設整備の基本的なあり方に係る考えや意見を取りまとめたものを受け、平成28年7月に作成したものです。しかし現在の統廃合に関する整備計画は、策定後まもなく2年が経過します。学区内の子ども的人数も変動しておりますので、今後は市が行っている子育て支援定住促進施策等の成果や地域の少子化対策に向けた取り組みの成果を踏まえながら、児童数の推移を毎年検証する必要があります。

また、統合までには場所の決定や通学対策、保護者・地域住民等との調整に最低2年から3年を要しますし、急激な子ども的人数の変動にも対応できるよう整備計画の基本的な考えに基づき、早急に想定年次を加えた計画の見直しに取りかかり、できるだけ今年度中の早い時期に必要な修正をしてまいりたいと考えます。あわせて、統廃合が想定される学校等については、学校や保護者、当該地区の皆様にも早目に想定年次を提示し、懇談会や説明会等を進め、関係学区内の合意

形成を丁寧に図ってまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員）2回目の質問に入る前に、1回目の質問で、兵庫県「シノヤマ」市と申し上げましたが、「ササヤマ」市の間違いでございますので、「ササヤマ」市のほうに訂正願いたいと思います。

それでは、2回目の質問をいたします。

第1の質問の土木・建築技術者の採用の質問については、1点目の過去5年間の土木・建築技術者の採用については、希望が叶った採用実績には達していなかったとのご答弁でした。それだけ採用が難しい状況にあるということを理解いたしました。

そして2点目の、将来にわたって安心できる土木・建築技術者の確保と今後の採用については、1つは、土木・建築技術者職員の年齢構成が、55歳以上が約25%を占めていることは、今後の採用に大いに考慮しなければいけないことだというふうに思います。ぜひ計画的な安定した採用をよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目は、採用方法等に対しても要望をしておきます。県も昨年から土木・建築技術等の採用は工夫して、職場体験や親御さんと一緒に質問会を開くという工夫を凝らした採用説明会を開いているようでございます。この技術職の採用競争は、民間ばかりではなくて全国の市町村や県、他の地方公共団体との競争もあるというふうに認識をしております。そして現在は民間の採用意欲が大変大きいわけですから、民間からの人材採用も含め新採職員の活用にも先進的な事例を調査するというご答弁にもあったように調査していただいて、常陸太田市の魅力ある採用、対応を行い、ぜひとも人材確保されますよう強く要望しておきます。

次に、第2の質問の合併特例債の仕組みと今後の合併特例債を使う事業については理解をいたしました。改めて要望をしておきます。私は先ほども申し上げましたように、幾ら交付税措置が手厚いとはいえ、合併特例債を活用して際限なく事業を行うべきではないと考えています。ご答弁にあったように、224億円を全て使い切るということではなくて、真に本市に必要な事業へ活用して、財政計画を十分に考慮した合併特例債の起債を改めてお願ひいたします。

次に、第3の質問の学校施設整備計画については質問をさせていただきます。

1点目の学校の統廃合の進捗状況については、先ほどご答弁で水府地区でのご説明がございました。開校までに3年の期間がかかったという説明がございました。平成32年統合予定の西小沢小、幸久小、佐竹小を進める計画になっておりましたが、現在までにその調整会議等を行われていないということでもあります。やはり年次を示したならば、その中で地区の人たちのご要望なり、先ほども申し上げました年次を示すことによって、そして行政が地区に出ていくことによってさまざまな意見聴取ができるというふうに思いますので、このような点からもやはり積極的な推進をお願いしたいと、このように考えています。

2点目の、学校の統廃合の目標年次を市民に示すべきという考えについては、これはちょっと質問をさせていただきます。私の質問の中で、学校施設整備計画の初めに出ている文書を示しま

した。そこに「一定規模の集団」と書いてありますが、また、私の質問の中に、私が考える一定規模の集団を説明しておきました。そこで教育長が考える「一定規模の集団」という意味のご所見をお伺いしたいと思います。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 一定規模の考え方についてお答えします。

一定規模とは、学校現場で集団活動を通してさまざまな教育効果がある規模を指しているものと思います。常陸太田市学校施設整備計画では、一定規模を適正規模に置きかえ、1学級20人から30人程度としてあります。私自身、教育現場で実際に子どもたちの指導に当たってきた立場からも、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、思考力や表現力、問題解決能力などをはぐくみ、社会性や規範意識を身に付けさせるためにも、一定規模として1学級20人から30人の児童生徒集団が確保されることは理想であると考えます。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） それは私も本当に全く同感でございます。そうしますと、平成32年にこの計画の中でうたわれております幸久小、佐竹小、西小沢小の、例えば今年の1年生の人数というのは何人だったのでしょうか。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 西小沢小学校と幸久小学校、佐竹小学校、いわゆる峰山中学校区の小学校の現在の1年生の人数をお答えいたします。西小沢小学校3名、幸久小学校8名、佐竹小学校33名です。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ありがとうございます。

そうしますと、それは合計で44人になります。例えばこの3校を合併したとしますと、それを2クラスに分ければちょうど22人のクラスができるわけでありまして。そうすれば適正規模といっている20人から、常陸太田市がこの合併計画の中で出しております20人から30人程度の集団を構成できるというふうに私は考えております。

このように単年度単年度で見るのではなく、例えば来年3人が6人に増える、だから増えたと、そういうふうな概念ではなくて、やはり合併計画の哲学であります、中に書いてある20人から30人の学年を構成するような、そういうような学校を私はつくっていただきたいというふうに考えています。

そしてこの計画をずっと読みますと、この学校施設計画は市長、教育長、教育委員で構成される総合教育会議で策定したというふうに、そのように認識をしております。その中で常に言われるのは、複式学級が2クラスということを常に前提で、ご答弁の中で執行部の方はお答えになります。しかし私の金砂郷地区でも、郡戸小学校はもう複式学級が3年生と4年生であります、7人、7人の。そして今年も7人の入学生でありました。そうしますと、私は基本方向といえますか、一定規模の集団で学びの場を作るという理想に向かって考えると、やはりこの基本方

向というものを私は再考すべきであるというふうを考えております。

そこで市長にお伺いをしたいんですけれども、先ほど教育長が述べられた一定規模の集団で学びの場を作るといふ、この現在の計画の基本的な考えでよいのかをお伺いいたします。

○8番（平山晶邦議員） 市長にお伺いしています。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 ただいまの学校教育施設の整備計画について、1学級を編成する人数を基本とすべきじゃないかというようなお話でありましたが、確かに基本的には1学級の理想的な適正規模として20人から30人程度ということを第1番にうたっております。しかし今、当市内の学校の状況を勘案いたしますと、市街地と一部地域を除きましては、小学校の場合、小規模学校という状況になっているのも事実でございます。そこでこの整備計画、基本的な考え方の中にあります、じゃあ、どうなったら学校を統廃合するのかということの1つの条件として、複式学級が2学級になる前に、これの解消策として統廃合を実施することというふうに定めたところであります。

一方、学校というものの存在を考えましたときに、学校が地域のコミュニティの核としての性格を今も持っていることは事実でありますし、また、2点目としては、子どもたちがそれぞれの地域への愛着心をはぐくむための学校の間であることも必要だというふうに考えます。そんなことから特に金砂郷地区、水府地区、里美地区におきましては、小中学校ともに1校ずつは残すべきというのが私の基本的な考え方でありまして。

その中にありまして、小中学校の児童生徒の推移を見た中で考えなければいけないのは、いわゆる小中一貫校の開設ということに持っていくべきだと思います。同学年で横の子どもたちのつながりの中で団体の生活の中からそれぞれの人間性をはぐくむということができなければ、縦の社会での団体生活を通しての子どもたちの育成ということも当然考えるべきであると思っております。理想的には確かに1学級が20人から30人程度というのは大変理想として理解をしているところですが、実情はそういうことであるので今の計画を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○益子慎哉議長 平山議員。

○8番（平山晶邦議員） ありがとうございます。

今の28年の7月に作った計画は、佐竹、西小沢、幸久を32年に統合するという計画をもって、その中でうたわれているわけでありまして。そして中長期的には郡戸、久米を統合する、これは年度が示されておられません。私はそういうふうな年度をある程度示してこれからやっていると。そうしますと、どうしても数をやっていく基本的な考えという、複式学級が2クラスになる前というふうなことになっていく。そうするとそれが大きなハードルとなって次のステージに進めないという状況になっているのではないかなというふうに思います。市長のご答弁は承りましたが、やはり私はそのところをある程度現実に即した改め後の計画を作る必要があるというふうに考えております。ご答弁ありがとうございます。

最後に、私は市議会議員という職責は、今だけでなく本市の将来、未来に責任を持つことが大切であると考えます。また、この4年間の一般質問や議員活動を通じて私が申し上げてきたことは、現実を直視していただきたい、一緒に考えていただきたいということでありました。その中で、第三セクターの経営問題や学校環境の問題など多くの質問をしてまいりました。市長を初め、執行部の皆さんに実現していただいたことも多くございました。ありがとうございました。私はこれからも本市のあるべき姿を議論することができるよう頑張ることをお誓いし、4年間の締めくくりの一般質問といたします。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 次、10番菊池伸也議員の発言を許します。10番菊池伸也議員。

〔10番 菊池伸也議員 登壇〕

○10番（菊池伸也議員） 10番菊池伸也です。ただいま発言の許可をいただきましたので、通告順に質問をいたします。

（1）の教育環境の整備については、4点お伺いいたします。

本市においては、既に里美小中学校が小中一貫校として平成26年4月にスタートしてから4年目が過ぎており、以前の水府地区学校統合説明資料として調査された子どもや保護者からのアンケートの集計結果を見ると、お子さんは里美小中学校に「満足している」「どちらかという満足している」と答えており、合わせると91.3%を占めております。また、保護者は、「お子さんの学習意欲についてよい変化は」という質問では85.1%、「学校行事、人間関係や遊びについてお子さんのよい変化は」という質問では77.7%を占めています。この結果からも里美小中学校の小中一貫教育がすばらしい教育方針のもと順調に学校運営されていることが感じ取れます。

本年4月からは、水府小中学校が新たな小中一貫校としてスタートしており、既に2カ月が過ぎようとしています。児童の皆さんがそれぞれの目標を掲げ、希望に満ちた学校生活を送っている様子が思い浮かびます。

そこで1点目として、新校舎建設計画と建設現場の地質調査についてお伺いいたします。

水府小中学校の校舎が、児童生徒の夢をはぐくむ場として新しく建設されるということは、当初予算に計上されておりますので承知をしております。既に設計の基本構想や配置計画等については進められている状況であると思われ、建設予定地の地盤の地質調査や新たな水府小中学校の新校舎詳細設計の段階であると思われ、この建設予定地については、旧水府中学校建設の際、自衛隊に依頼をして山を切り開き、広大な面積を確保した経緯がありますので、当時を知っている地元町会の皆さんやかかわりのあった元教育関係者の方々においては、大変ご心配のご様子でした。そこで、配置計画等において、建設現場に予定されている場所の地盤の地質調査については、どのように進められたのかお伺いいたします。

次に2点目として、新校舎建設後の通学路の見直しについてお伺いいたします。

現時点の建設計画の詳細については承知しておりませんが、建設予定地のとおりであるとすれば、現在利用している通学路の水府小中学校入り口バス停から校門までの通学路では遠回りになると思われ、学校統合の説明会においても多くの保護者にご心配されておりましたように、重い

ランドセルを背負い手荷物を持ち、長い坂道を歩かなければならないのはかわいそうだななどの意見が多数あったように記憶しております。そこでどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。また、以前に子どもたちの安全確保のため、片側歩道の設置をご検討していただくよう申し上げ、P T Aの皆さんや地元の皆さんにお話ししていただくようお願いしておきましたが、この件についてもあわせてご答弁願います。

次に3点目として、通学時の児童生徒の安全確保についてお伺いいたします。

当初は地域子ども安全ボランティアの方々や町田町の有志の方が数名で立哨指導をしていただいているとお伺いしていましたが、現在はP T Aの会員の方々が交代で立哨指導を続けていると伺い、安心しています。国内各地で子どもが誘拐され、悲惨な事件が相次いで起きております。地域安全ボランティアの方々の常日ごろからのご協力には敬意をお示しし、事故や犯罪の引き金になるような条件が少しでもあれば取り除いていただきたいと思います。通学路に不安要素があれば即検討し、できる限りの安全対策をするべきであると思いますが、お考えを伺います。

次に4点目として、水府小中学校入り口バス停留所の待合所とトイレの設置についてお伺いいたします。

現在乗車する人数が増えている状況で、バスを待つ時間を過ごす場所には、天候にもよりますが屋根のある広いスペースの待合所が必要であると思います。また、遠距離通学の児童生徒の中には急激な体調不良を起こすことがあり得ることも想定し、近くにトイレが必要かと思えます。現在は町田町の公民館のトイレと郵便局のトイレを使用させていただいているとのことですが、この件に関してはどのようにお考えであるのかお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりにします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育部長。

〔生天目忍教育部長 登壇〕

○生天目忍教育部長 教育関係の整備のご質問にお答えいたします。

初めに、新校舎建設計画と建設場所の地質調査についてですが、水府小中学校一貫教育学校新校舎建設計画は、昨年度の基本設計等の業務、公募型プロポーザルにより設計提案を受け、設置計画を進め、事業を進めておまして、学校敷地北側のグラウンドに木造2階建て校舎を整備いたします。校舎は南側に管理教室棟、その裏側に特別教室棟を配置してまいります。また、校舎の西側に屋内運動場を配置し、校舎の南側にグラウンドを整備する計画となっております。

次に、建設場所の地質調査ですが、昨年度建設を計画している位置において、地質調査としてボーリング調査を4カ所で行ったところです。この調査は建物位置の確定に先立って行う調査であり、建物の基礎地盤としての支持層の確認及び安全性を確認するもので、この結果に伴いまして、プロポーザルの位置での安全性が確定できたことにより校舎の位置を決定し、現在実施設計を進めているところです。

次に、新校舎建設後の通学路の見直しについてのご質問にお答えいたします。

水府小中学校児童生徒の通学路につきましては、学校坂下のバス停留所から学校まで長い坂道であるため、新校舎が学校敷地の北側に配置されることから、今後学校やP T Aの方々と調整を

進めながら、学校敷地までの通学距離の短縮を図るため、旧虹の家進入路から学校敷地へ上がれるよう外構工事とあわせて検討を進めてまいりたいと考えております。

また、昨年度PTAの役員の方々や学校で組織された統合調整会議において、将来的な通学路の安全対策の中で、歩道を含めてどのような手法があるのか、今後の調査研究を進めていく旨をお話ししてまいりましたが、引き続き進めてまいりたいと考えております。

続いて、通学時の児童生徒の安全確保についてですが、学校坂の安全対策につきましては、これまで保護者や地域の方々から出された意見や要望をもとに協議検討を進めてまいりました結果、通学用路線バスの乗降場所が学校坂下のバス停留所に決まったことから、通学路の安全を確保するため、昨年度学校坂の路肩の整備や樹木の伐採、路面のモルタル吹き付け工の施工など、歩行者が少しでも安全で歩きやすい環境の整備を進めてきたところでございます。

統合した4月からは、地域子ども安全ボランティアの方々や地域の皆様方及び教職員などにより朝晩の見守りが行われ、さらに5月からしばらくの間、小学校児童全世帯の保護者の皆様による立哨指導が毎朝順番で行われております。その他当面の安全対策として、「学童注意」「スピード落とせ」などの路面標示や注意喚起標識の設置などについて、関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

また、恒久的な安全対策につきましては、引き続き児童生徒の通学の状況、車両の通行の状況を見ながら、学校や保護者、地域の方々など、多方面からの意見等の調整を行い、調査を進めてまいりたいと考えております。

続いて、水府小中学校入り口バス停留所の待合所とトイレの設置についてのご質問にお答えいたします。

現在、通学用路線バスについては、登校便は4地域を始発に4便、下校便は水府小中学校入り口バス停留所を始発に3時台に4便、4時台に4便が運行されております。下校時の待合所の利用につきましては、待ち時間は5分から10分程度ですので、下校児童が多い時間帯や雨天の場合は、低学年児童を優先させるよう指導しております。

また、トイレの設置についてであります。下校時に学校において必ずトイレを済ませることにしておりますので、引き続き指導してまいりますとともに、緊急時の対応といたしまして、これまでどおり停留所付近の町田郵便局のトイレを借用するなど対応してまいりたいと考えております。

なお、1学期が終了後に、学校、PTA、地域のボランティアなどの皆様方と通学等に係る課題等の検証を行ってまいりますとともに、改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 菊池議員。

〔10番 菊池伸也議員 質問者席へ〕

○10番（菊池伸也議員） 2回目に入らせていただきます。

1点目についてでありますけれども、4カ所のボーリング調査で建物の基礎地盤としての支持層の確認や地質調査で安全性の確認をしたということなので、耐震性の、最近よく言われます降

雨災害などにも万全の考慮をされたすばらしい詳細設計を要望しておきたいと思います。

次に、2点目についてであります。坂道の通学路を歩く距離が短くなれば、より安全性が増し、児童生徒ばかりではなく、子ども安全ボランティアの方々や保護者にとっても安心度が増すのではないのでしょうか。通学路の安全対策としても効果があると思われまますので、ぜひご検討をしていただけますよう要望しておきます。

3点目に関してですが、地域子ども安全ボランティアの方々や地域の方のほかに保護者全員が交代で当分の間児童生徒の見守りに当たる取り組みに理解をしますが、注意喚起標識の設置や恒久的な安全対策も先ほどご検討されるということなので、理解をいたしました。

4点目に関してですが、1学期の終了後に学校、PTA、地域のボランティアの方々と通学等に係る課題等の検証を行うということでありまますので、トイレの設置、あるいは現在の郵便局のトイレ等につきましてもよろしくご検討いただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 次、7番深谷渉議員の発言を許します。7番深谷渉議員。

〔7番 深谷渉議員 登壇〕

○7番（深谷渉議員） 7番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目に、教育についてでございます。

里美・水府の小中一貫教育についてお伺いをいたします。今年度から水府小中一貫教育学校が開校し、本市では里美小中一貫教育学校とあわせて小中一貫教育学校が2校となりました。今年の4月、茨城新聞に「進む小中一貫・義務教育学校の現場から」と題して3回にわたり特集が組まれておりました。特集の中には、義務教育学校の形態だけではなく、本市と同様の小中一貫型の学校の内容も含まれておりました。記事には、「県内の先進校では最大の利点として特色ある学校づくりが進んだ」との声が多くあるようでございます。また、学校経営に詳しい茨城大学教職大学院の加藤准教授のコメントに、「これからは教育の質を高める段階、小中一貫教育はしっかりとした教育目標の上に成り立つ、9年間でどのような児童生徒を育てるか、明確なビジョンを具体的に描けるかが鍵」と指摘しております。

そこで、本市の里美・水府の小中一貫教育のビジョンと特色ある教育の取り組みがどのように行われてきたのか、水府の小中一貫教育はこれからどのように取り組んでいこうとしているのかお伺いをいたします。

続きまして、小規模特認校制度の導入についてお伺いをいたします。

里美・水府の小中学校は統合して地区に残った最後の学校でございます。しかしながら、児童生徒数は小学校、中学校ともに100人に達しておりません。子育て支援の政策の恩恵による子育て世代の社会増は中山間地域に余り期待できず、近い将来その存続も危ぶまれます。里美・水府の児童生徒数の今後の見通しをどのように見ているのかお伺いをいたします。

次に、里美・水府小中学校一貫校に小規模特認校の制度を図ることについてのご所見をお伺いいたします。

私が所属する文教民生委員会では、北海道の恵庭市の小学校や、水戸の国田小中一貫義務教育学校など、小規模特認校制度を利用して学校の存続を守っている学校を視察してまいりました。小規模特認校とは、特定の学校を教育委員会が指定することにより、従来の通学区域は残したままで通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度でございます。少人数の学校だからできるきめ細やかな指導や授業、英語に特化した魅力ある教育、豊かな自然を生かした教育活動など、特色のある教育を市民に広く知ってもらい、その提供をするために小規模特認校として指定をしております。少子化で子どもの数の減少が続く市の周辺地域や、山合いの地域などでは、学校の存続に向けたこのような取り組みを進めております。本市としてもこの制度を里美・水府の学校へ導入を検討していく段階ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

2点目の市営住宅についてでございます。

まず、連帯保証人についてお伺いをいたします。

国土交通省は、今年3月30日に、住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅へ入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考え、従来事業主である自治体に示してきた公営住宅管理標準条例という条例のひな形を見直し、連帯保証人を必要としないこととする通知を出しております。

本市では、市営住宅入居の際は、従来どおり連帯保証人を必要としておりますが、この連帯保証人制度が現在どのように機能しているのか、過去5年間で保証人への催告した件数とその徴収額についてお伺いをいたします。

続きまして、先ほどの公営住宅管理標準条例で連帯保証人を必要としないとしたことには、「民法の一部を改正する法律」により、個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、「民法」における債権関係の規定の見直しが行われることにも一因があると思います。そこで今回の「民法の一部を改正する法律」における債権関係の規定の見直しについてのご認識をお伺いいたします。

続きまして、連帯保証人の確保について、本市の今後の方向性についてお伺いをいたします。

公営住宅へ入居に際しての取り扱いについての通知には、「住宅に困窮する低所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅へ入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます」とあります。そして入居時において、「保証人の確保ではなく、緊急時に連絡がとれるよう勤務先、親戚や知人の住所等、緊急時の連絡先を提出させることが望ましい」としてあります。市営住宅入居の際の連帯保証人の確保について、本市としての今後の方向性をお伺いいたします。

3つ目に、消防についてお伺いいたします。

消防団員の準中型免許取得に係る公費の負担についてでございます。

平成29年3月12日の「道路交通法」改正により、普通免許で運転できるのは車両総重量3.5トン未満の車両になりました。今まで5トン未満まで運転できましたが、昨年3月12日以

降に免許を取得した方は、運転できるのは車両総重量 3.5 トン未満となり条件が厳しくなりました。そうなりますと、昨年 3 月 12 日以降に普通免許を取得された方が消防団に入ると 3.5 トン以上の消防自動車は運転できないこととなります。消防団員の減少が問題となっている中、今度はその活動も限定的になっていき地域防災力が低下してしまいます。

そこで 1 問目といたしまして、「道路交通法」改正における新設された「準中型免許」についての認識をお伺いいたします。2 点目として、消防団に配備されている消防車両について、消防自動車総数のうち、3.5 トン以上の消防自動車は何台になるのかお伺いをいたします。

次に、準中型免許取得に係る公費負担制度の創設についてお伺いをいたします。

数年後には 3.5 トン以上の消防自動車を運転することのできない消防団員が問題となってくることは明らかでございます。国も平成 29 年 3 月 12 日以降に普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に、当該助成額について特別交付税措置を講じることとしております。既に消防団員の準中型免許取得に係る公費負担を行う自治体も見受けられます。本市として現在どのようなお考えなのかご所見をお伺いいたします。

以上で私の 1 回目の一般質問を終了いたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。教育長。

〔石川八千代教育長 登壇〕

○石川八千代教育長 教育についてお答えいたします。

まず、里美・水府の小中一貫教育についてお答えします。

本市では、施設併設型小中連携校、いわゆる小中一貫教育学校として、平成 26 年度から里美小中学校が、今年度から水府小中学校が 9 年間を見据えたカリキュラムの編成を通して特色ある教育を推進しているところでございます。

開校 5 年目を迎えた里美小中学校においては、小中学生で構成する異年齢集団での縦割り班活動を生かした集会活動や行事を行い、中学生が小学生をいたわる思いやりの心や自己有用感の着実な育成を図っております。また、学習面においても全ての先生方が 9 年間の学習内容の系統性を把握し、児童生徒の指導に当たることで一人ひとりのつまずきに対応できるなどの成果が見られております。また、中 1 ギャップと言われる中学校に進学した際への不適應等の心配もなく、子どもたちが安心して授業を初め学校生活に取り組んでおります。また、中学校の先生が小学校の音楽や図画工作に乗り入れ授業を行うことで、より専門的な指導を通して児童の技能の向上が図られ、文化祭等での優れた発表や作品制作につながっております。さらに、身近な地域の自然や社会とのかかわりを通して地域を大切にする心を育て、自己の生き方について考える里美学の学習にも小学生から中学生まで取り組んでおります。成果として昨年度、この里美学の実践を関東甲信越地区生活科・総合的な学習の時間研究協議会神奈川大会において発表し、好評を博したところです。

今年度スタートした水府小中学校においては、郷土のことを学ぶ中で、地域の誇りである二孝女の学習や町田焼の体験活動にも力を入れるとともに、グローバル化に対応できるように英語を

中心としたコミュニケーション能力の育成に力点を置き、特色を出していく方向でスタートを切っております。

教育委員会としましても、9年間の学びの中で小中一貫教育校の成果が得られるよう、学校を支援してまいります。

次に、里美地区・水府地区における児童生徒数の今後の見通しについてお答えいたします。

まず最初に、現在の里美小中学校、水府小中学校の児童生徒数であります。里美小学校児童数93名、里美中学校生徒数61名、水府小学校児童数99名、水府中学校生徒数72名となっております。

今後の見通しであります。里美小学校につきましては、平成36年度には児童数55名、今年度と比較しまして38名の減、里美中学校につきましては、平成36年度には生徒数42名、今年度と比較しまして19名の減となる見込みであります。続いて、水府小学校につきましては、平成36年度には児童数78名、今年度と比較しまして21名の減、水府中学校につきましては、平成36年度には生徒数40名、今年度と比較しまして32名の減となる見込みとなっております。

続いて、里美・水府の小中一貫教育校に小規模特認校制度の導入を図ることについてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり、特認校制度につきましては、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認めるものであり、通学区域弾力化の一環として行われている制度であります。平成28年7月に策定した学校施設整備計画にも示したとおり、中長期的に見ますと児童生徒が著しく減少することが懸念されることから、里美・水府の小中一貫教育校につきましては、それぞれの特色ある教育を推進しながら今後特認校制度の導入について検討を進めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 市営住宅の連帯保証人についての3点のご質問にお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という目的を踏まえ、連帯保証人の確保を入居条件とし、家賃債務の保証のみならず実質的に緊急時の連絡先としての役割を果たしていることから、入居時において提出をお願いしているところでございます。

まず、1点目の過去5年間で連帯保証人へ催告した件数と収納額についてでございますが、市営住宅の使用料の徴収状況は、近年の納付指導の徹底と入居者による納付意識の向上など、滞納に対する状況が改善されてきた結果、現年度の収納率について高い水準で推移してございます。さらに滞納処理事務について、同事務処理要領に基づき連帯保証人に対する手続を進めていることも高い水準につながっていることと考慮してございます。連帯保証人に対し、滞納処理といたしましては、納付指導依頼書及び連帯保証債務請求通知書を送付し、なおも納付がない場合は、連帯保証債務履行催告書、続いて最終報告書を配達証明により通知等を行ってございます。さらにその後においては、明け渡し等訴訟となり裁判所へ提訴となります。

ご質問にございます過去5年間において連帯保証人に債務請求を行った件数は、累計で75件、総額約474万円となり、うち納付された金額は約439万円となっております。ただしこの額につきましては、連帯保証人が自ら納付されたものと同額とはならないことを付け加えさせていただきます。納付書は入居者名にて発行、納付されるため、連帯保証人からかどうか必ずしも判断ができないためでございます。

次に、2点目の「民法の一部を改正する法律」における債権関係の規定の見直しについての認識にお答えいたします。

まず、「民法」の改正でございますが、平成29年5月26日、同法の一部を改正する法律が成立しました。「民法」のうち債権関係の規定は、明治29年に同法が制定された後、約120年間はほとんど改正がなされてございませんでした。また、今回の改正による施行時期は平成32年4月1日となります。

この改正により、公営住宅制度に関する規定の見直しとしましては、個人根保証契約に極度額の設定が必要となります。入居の際に連帯保証人の確保を求める場合には、この施行に伴い新たに極度額を設定することとなります。例えば、極度額を10万円、または入居当初の家賃の3カ月相当分といったようにその額を明確にする必要があり、その額を変動しないように定めなければ効力を生じないこととなります。

今後、入居に際し連帯保証人を確保することが困難になることが懸念される中、今回の改正を踏まえ、住宅困窮者の入居に支障がないよう地域の実情等を総合的に勘案し、適切に対応していくことが必要でございます。また、今回の改正で連帯保証人への情報提供義務の規定や、賃借人による修繕や一部滅失等の規定が明記されたことを踏まえ、公共施設総合管理計画等に基づき必要に応じて適切に修繕を実施するなど、市営住宅の維持管理に努めてまいります。

最後に、3点目の入居者の連帯保証人の確保について、本市の今後の方向性についてお答えいたします。

住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的からも、連帯保証人が確保できないことにより入居できない事態が生じないよう努めなければならないと考えますが、住宅使用料の納付の担保性を高めることや、入居者、単身者、高齢者等に対する緊急時の連絡先の役割も果たしていることなどから、これまでは市内在住者、または親族により2名の連帯保証人を入居時に登録をお願いしている状況でございました。しかしながら、近年においてさまざまな取り組みにより使用料の徴収率が高い水準に至っておりますことから、平成29年度以降の募集の際には、同保証人の条件を緩和しまして1名での申し込みが可能となっている状況でございます。現在、入居手続においては連帯保証人の確保ができないなどからの入居辞退者は出ていないのが実態でございます。

今後につきましては、前段にて答弁いたしましたように、「民法」改正による連帯保証人の債務保証に対する個人根保証契約の極度額の設定や同保証人の請求による債務履行状況に関する情報提供義務の規定及び債務の保証制度などを含め、県・市町村の公営住宅の申し込み要件等を踏まえながら検討を進めるとともに、引き続き良好な市営住宅の管理運営に努めてまいります。

○益子慎哉議長 消防長。

[宇野智明消防長 登壇]

○宇野智明消防長 消防団員の準中型免許取得に係る公費負担についての3つのご質問にお答えいたします。

初めに、「道路交通法」改正で新設された準中型免許についてお答えいたします。

昨年3月の改正により、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加え、車両総重量3.5トン以上、7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として設けられ、これに対応する免許として準中型免許が新設されております。議員ご発言のとおり、この改正により普通自動車免許で運転できる自動車は、改正前は車両総重量5トン未満でございましたが、改正後は3.5トン未満となっております。

なお、改正法の経過措置によりまして、改正以前に普通自動車免許を取得されている方についてはこれまでと同様、車両総重量5トン未満の自動車を運転することが認められております。

次に、2つ目の消防団車両の3.5トン以上の消防自動車についてお答えをいたします。

本市の消防団に配備しています消防自動車につきましては、地域の実情を勘案して消防ポンプ自動車が21台、全自動小型動力ポンプ積載車が13台、小型動力ポンプ積載車が26台の総数60台でございます。この中で3.5トン以上については、消防ポンプ自動車が21台、小型動力ポンプ積載車が1台、合わせまして22台となっております。

次に、3つ目の準中型免許取得に係る公費負担制度の創設についてお答えをいたします。

改正法により準中型自動車となる本市の消防団車両22台の中で、車両総重量の最も重いものは4.7トンの消防ポンプ自動車であり、全ての車両が5トン未満でございます。本年6月1日現在、本市消防団員の最年少は22歳であり、消防団車両を運転する団員については、法の改正以前に普通自動車免許等を取得しているため、全ての消防団車両の運転が可能でございます。したがって、昨年3月に準中型免許が新設されたことで本市の消防団活動に支障が出る状況ではないことから、公費負担制度の創設につきましては現在のところ必要はないものと考えているところでございます。

しかしながら今後、平成29年3月12日以降の普通運転免許を取得の消防団員が増え、本市の消防団活動に支障が出る場合については、県内市町村の状況を調査研究いたしまして、準中型免許取得に係る公費負担、または改正法を遵守した消防団車両の運行等について取り組んでまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

[7番 深谷渉議員 質問者席へ]

○7番(深谷渉議員) ご答弁大変ありがとうございました。それでは、次に再質問をさせていただきます。

初めに、里美・水府の小中一貫教育についてでございます。そのビジョンと特色でございますけれども、教育長からお話がありましたとおり、しっかりと里美では取り組まれているなという感がいたしました。

小中一貫教育が進む中で、小中一貫教育全国連絡協議会主催で小中一貫教育全国サミットが毎年度1回開催されております。昨年度は京都市で第12回のサミットが行われて、2日間で延べ3,650の方が参加されて、その取り組み成果の披露や、また情報の交換等が行われたそうでございます。

この全国の連絡協議会でございますけれども、これは京都市と奈良市と、あと呉市、品川区の4つの自治体が発起人となりまして作られた協議会でありまして、現在正会員として全国52の自治体が参加をしております。ほか賛助会員として31団体、5人の個人が参加をしているところでありますけれども、茨城県ではつくば市と水戸市の教育委員会が自治体として参加をしております。常陸太田市でも2つの小中一貫教育学校ができたところでもありますので、ぜひこういったところに参加して、いろんな取り組みの成果の情報とか、取り組み状況等を情報交換できるような、そういった体制を作ればいいのかなという気がいたしますけれども、その点のご所見をお伺いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○石川八千代教育長 小中一貫教育全国サミットへの参加等についてお答えいたします。

里美小中、水府小中等、小中一貫教育をこれからの教育のスタイルの1つとして力を置いている本市としましては、全国で取り組まれている先進的で創意工夫あるさまざまな実践の交流のできるサミットへの参加等について今後検討してまいりたいと考えます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番(深谷渉議員) ありがとうございます。ぜひとも検討を重ねていただきたいと思います。

次に、小規模特認校制度の導入についてでございます。当面は今後検討されるということでございます。今回の水府の小学校の統合、そしてまた、幼稚園、保育園を統合してのこども園への移行、これも急激な少子化に計画が追いついていかなかったのではないかなと、そういった気がいたしております。やはり少子化に対して前もって導入できるような事前の対策を早目に打っていただきたいなと要望していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

続きまして、市営住宅についてでございます。連帯保証人について、過去5年間に催告した件数とその徴収額について数値がありました。75件でありますけれども、この数値はどのように現在評価されているのかお伺いしたいと思います。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、入居申し込みの際に、現在連帯保証人を1名お願いしているところでございます。過去5年間の合計では、先ほど申し上げましたように、納付指導に対して約93%の納付率となっております。このことから連帯保証に対する納付指導は入居者にとって滞納への支払いを促すことに対して一定の効果があるものと考えでございます。さらには滞納処理のみならず、連帯保証人を確保して入居手続をすることについて、公営住宅での適切なコミュニティの形成やその意識づくりにも一定の効果があるものと考えでございます。

連帯保証人の必要性、先ほどの効果につきましては、社会情勢や地域情勢等を勘案しまして、

今後適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。

「民法」の改正施行は約2年後になりますけれども、仮に保証人をずっと設定するというふうな形で本市で取り組む方向性でありますと、極度額の設定が必要となってまいります。答弁の中にもあったような形の設定になってくるかと思うんですけれども、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を今後行っていく必要があるのではないかと思っております。入居時の保証人の確保を求める場合の配慮を、あと2年後の施行でございませけれども、ぜひとも考慮していただきたいと要望いたします。

続きまして、消防についてでございますけれども、当面は支障がないというご答弁でございました。しかしながらあつという間に年数はたってしまうので、ぜひともその取り組みを積極的に早目に取り組んでいただきたいと要望いたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○益子慎哉議長 以上で本日の議事は終了いたしました。次回は、あす定例会より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後2時36分散会